

第七十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 九 号

昭和四十九年二月二十六日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君

理事 中村 弘海君

理事 村田敬次郎君

理事 山本弥之助君

理事 愛野興一郎君

理事 木村武千代君

理事 武藤 嘉文君

理事 井岡 大治君

理事 多田 光雄君

理事 小濱 新次君

出席国務大臣

自治 大臣 町村 金五君

出席府政委員

自治省行政局長 林 忠雄君

委員外の出席者

人事院給与局長 長橋 進君

環境庁水質保全 山村 勝美君

厚生省業務局長 近 寅彦君

農林省農園芸 本宮 義一君

局畑作振興課長 岩崎 成嘉君

林野庁指導部 田口健次郎君

通商産業省生活 産業局繊維製品 課長 松村 克之君

資源エネルギー 庁石油部精製流 通課長 浜田直太郎君

運輸省海運局参 事官 高木 澄清君

建設省道路局地 方道課長

自治省行政局地 域整備課長 緒方 喜祐君
地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

委員の異動

二月二十二日

辞任

細谷 治嘉君

折小野良一君

同月二十三日

辞任

湯山 勇君

同月二十六日

辞任

小川新一郎君

安里積千代君

同日

辞任

近江已記夫君

補欠選任

湯山 勇君

安里積千代君

補欠選任

細谷 治嘉君

補欠選任

近江已記夫君

折小野良一君

補欠選任

小川新一郎君

補欠選任

近江已記夫君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特

別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第

二九号)

派遣委員からの報告聴取

○伊能委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる奄美群島振興特別措置法及び

小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律

案を議題といたします。

まず、本案審査の参考にするため、去る二十

三日、二十四日の両日に奄美本島に委員を派遣い

たしました。派遣委員の皆さまにはまことに御

苦勞までございました。

この際、派遣委員から御報告を求めます。中村

弘海君。

○中村(弘)委員 去る二月二十三日及び二十四日

の二日間にわたり、鹿児島県奄美群島について調

査を行いましたので、便宜上、私からその結果

を御報告申し上げます。

このたびの委員派遣は、現在当委員会審査中

の奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特

別措置法の一部を改正する法律案の審査の参考に

するため、改正案につきまして現地の意見及び要

望を聴取することを目的として行なわれたもので

あります。

派遣委員は、中山利生理事、愛野興一郎委員、

片岡清一委員、小川省吾委員、多田光雄委員、小

濱新次委員、安里積千代委員と私の八名でありま

すが、保岡興治委員が現地参加され、調査に協力

されました。なお、調査室からは直江鷹郎調査員

及び栗山正行調査員が同行いたしました。

次に、調査の経過を申し上げますと、二十三日

午後、奄美大島空港に到着し、直ちに、富国製糖

奄美工場を視察した後、ほとんど未舗装の県道を

経て、大熊漁港の視察を行なったのであります。

引き続き、奄美共済会館において、群島の十四の

市町村長及び市町村議会議長の出席のもとに、

山口鹿児島県知事、黒田大島支庁長、中島振興

信用基金理事長及び師玉市町村会長から、奄美群

島の行財政の概要、振興事業計画の実施状況、改

正案に対する意見及び要望を聴取した後、産業の

振興策をはじめとして、奄美群島をめぐる諸問題

について、熱心な質疑応答が行なわれたのであり

ます。

次いで、鹿児島県知事をはじめとする県当局

並びに十四市町村の長及び議会議長との懇談会に

実な要望と貴重な意見の交換が行なわれたのであ

ります。

翌二十四日の午前中は、まず名瀬港の現地視察

を行ない、同港の改修計画の説明を聴取した後、

名瀬保健所においてハブ毒採取の視察を行ないま

した。

次いで、同保健所において記者会見をした後、

大島細観光センターにおいて、大島つむぎの製造

工程の状況を視察したのであります。

午後は、本年一月三日に大火が発生いたしました

笠利町大笠利地区を視察し、朝山笠利町長から

被災の状況を聞き、今回の調査を終了したのであ

りますが、帰路、鹿児島空港において金丸鹿児島

県知事と懇談を行ない、同日夕刻、東京に帰着し

た次第であります。

さて、奄美群島につきましては、昭和二十九年

以来、復興計画及び振興計画に基づきまして各般

の事業を実施し、群島の基盤整備と主要産業の振

興をはかってきたのであります。昭和四十八年度

までの群島に対する投資額は、事業費六百四十九

億余円となっておりまして、そのうち国庫分は三

百三十七億余円となっております。そのほか、一

般補助事業、県単独事業として二百億円が投資さ

れておりまして、公共施設の整備、産業の振興等

はかなりの成果をあげてきたのであります。しか

しながら、わが国の社会経済の著しい発展の中に

あって、奄美群島をめぐる諸条件は依然としてき

びしく、なお本土との間にかなりの格差が見られ

るのであります。

以下、派遣委員が、今回の現地調査により、奄

美群島の現状及び課題として痛感した諸点を申し

上げますと次のとおりであります。

第一は、人口、労働力についてであります。

奄美群島の人口は、昭和四十五年の国勢調査で

で、ともに昭和三十五年の同調査に比べて大幅に減少しております。同群島の人口、労働力を通じて特徴的にいえますことは、若年層の群島外流出を中心に人口が著しく減少し、人口構成の老齢化、女性化が進行していることとあります。また、農業就業者が大幅に減少したことなどによって、就業人口は労働力人口を上回る速度で減少していることとあります。このような現状において、奄美群島の今後の発展を期するためには、人口の大幅減少からくる過疎化現象の進行をできる限り食い止め、明るく活力に満ちた福祉社会の実現につとめることが要請されているのであります。

第二は、住民の生活水準についてであります。昭和二十九年度からの復興、振興事業の実施により、公共施設の整備及び産業の振興等についてはかなりの成果をあげてきております。しかし、外海の離島であること、亜熱帯であること、また台風の常襲地帯等という、その地理的、自然的諸条件の特殊性からくる後進性の克服は容易でなく、群島住民の所得水準等生活関係諸指標は本土に比べ低水準にあり、依然として格差が大きいことを示しております。

すなわち、昭和四十六年度の一人当たりの郡民所得は三十一万八千四百一十円でありまして、対県比では八七％、対全国比では五〇％となつてゐるにすぎません。一人当たりの個人所得を見ましても三十四万七千二百九十四円でありまして、対県比では九〇％、対全国比では六〇％にとどまつております。さらに、同群島は外海の離島としての遠隔性に加えて、港湾等交通基盤整備のおくれからの交通の不便、自然災害、物価高、生活環境のおくれなど、住民の生活環境を総合的に勘案いたしました場合、その実質的な生活水準は、所得水準にあらわれた格差以上にさらに低い状態にあるといえるのであります。

このように低い水準にある群島住民の生活水準を向上させるためには、地域特性を生かした産業の振興をはかるほかに、生活環境施設、社会福

祉施設、医師の確保をはじめ、医療施設等の整備充実を積極的に推進することはもちろんのこと、道路、港湾、空港等の交通通信体系等を整備充実して、本土との間及び群島内の時間距離の短縮をはかるなど、積極的にその振興開発を進める必要があるものであります。

特に、日常生活必需品をはじめ、産業振興や経済基盤整備のための諸資材に至るまで、すべて船舶輸送によつて本土から移入しておりますため、群島の諸物価は全国最高の指数を示しているのであります。そして、物価高の最大の要因は船舶輸送費にあると指摘されるのであります。したがつて、郡民所得は船舶の貨物運賃によりある程度目減りしているともいえるのであります。物価問題の解決は群島民の最大の課題であります。

このような物価問題の解決のためには、根本的にはもちろん全国的視野からの交通、運輸の総合的対策によつて解決すべき問題であります。当面、本群島については、港湾の機能、施設の整備充実、商業の協業化等による流通の合理化、生鮮食料品の自給率の向上、便乗値上げ防止のための行政指導の施策を講ずるとともに、指定品目の輸送費に対する補助制度も検討する必要があると痛感したのであります。

第三に、交通基盤の整備について申し上げます。

まず、道路の整備であります。未開通区間を早期に開通させるといふ趣旨から量的な充足を急いだ結果、道路幅員も狭く、舗装においては本土の水準を大きく下回り、また交通安全施設の未整備など、質的にも著しくおくれを示しております。したがつて、今後は、住民の生活圏の広域化と輸送需要に対処するため、主要地方道についての改良、舗装を早急に完成させるなど、各島の中心地または港湾、空港と各集落を結ぶ島内の交通ネットワークを整備し、確立する必要があるものであります。

次に、港湾につきましましては、外海離島という特性から海上輸送に依存するところが大きいので、

港湾の重点的整備が行なわれてきておりますが、今後は、就航船舶の大型化、フェリー化、コンテナ化に対処し、常時安全な出入港が可能となるよう港湾機能の施設について重点的に整備をはかる必要があります。

第四は、産業の構造について申し上げます。

生産所得の産業別構成について昭和二十八年度と四十七年度を比較してみますと、昭和四十七年度には第一次産業が激減している半面、第二次、第三次産業は大幅にふえ、一見、いわゆる産業構造の高度化が進行しているかに見えるのであります。

すなわち、第一次産業では農業の占める比重が高く、サトウキビを中心とする振興がはかられてきました。近年その生産が停滞し、これが主因となつて農業生産全体の停滞をもたらしております。奄美群島の生命作物というべき、サトウキビについては、新しい品種の普及更新、機械管理の組織化、一貫した作業体系の確立などの生産対策を進めるとともに、今後も生産者価格の大幅な引き上げをはかる必要があります。また、このサトウキビに、野菜、花卉、花木、肉用牛等、島ごとの振興作目を組み合わせた多角的農業経営を推進し、生鮮食料品の島内の自給率の向上をはかることは、奄美の農業を発展させる上にも緊急の課題であると考えられます。

林業につきましましては、チップ材、パルプ材の生産がほとんどでありまして、林木の生長が早いという点を生かして用材の生産へ転換をはかることも考えられます。

さらに、奄美近海は魚類の生息に適した好漁場が形成され、未利用の豊富な資源に恵まれておりますので、一そうの漁港の整備充実や漁船の建造を進めるとともに、冬季でも比較的に水温が高く、魚類の養殖に適しているのを、立地条件を生かした栽培漁業の振興をはかる必要があります。

第二次産業では、純生産額において製造業が全体の七〇％近い割合を占め、その大部分が大島つむぎであり、次いで製糖業の順でありまして、こ

の二つは群島経済をささえる柱であります。

大島つむぎについては、伝統産業の保護育成をはかるとともに、すぐれた手織り技術を生かし、共同作業場の整備、流通合理化の促進、労働環境の改善などの積極的な振興をはかり、つむぎ生産の維持発展を期する必要があります。

また、製糖業については、原料不足によって経営が一段と悪化しているため、サトウキビの生産対策を進めるとともに、その経営基盤の強化をはかることが要請されたのであります。

第一次、第二次産業の振興に伴い、第三次産業の伸びが期待されておりますが、中でも奄美群島への観光レクリエーション需要は著しく増大しつつあります。しかしながら、観光ルートや受け入れ体制の整備に立ちおくれが見られます。

今後、群島の美しい自然を活用して、自然保護をはかりながら、国民の健全な余暇活用場の場としての大規模なレクリエーション基地を建設するとともに、観光産業を群島経済における産業の一つとして位置づける必要があると考えられるのであります。

さらに、観光と結びついた農業、漁業、島内地方産業の振興をはかるなど、群島経済の発展と住民福祉の向上に結びつくように、計画的な観光開発を進めていく必要があります。

奄美群島の産業は、第一次、第二次、第三次産業のいずれの分野においても、その経営規模は零細でありまして、資本蓄積も少なく、経営基盤は脆弱であります。また、試験研究や技術普及も十分でなく、流通体系の整備もおくれている等、いろいろな面で後進性が強く残っていることが痛感されたのであります。

第五に、群島経済の特質について申し上げます。

昭和四十六年度の郡内純生産は四百八十九億円であります。群島経済の規模は一応順調に拡大の方向を示しておりますものの、多くの面において後進性と本土への強い依存度を見せており、振興計画の目標としている群島経済の自立的発展

一方、物件費の割合は、物価高騰等の影響により比較的高く、特に扶助費等の割合は一二・七%と高く、生活保護者の多いこと等を物語っております。また、投資的経費の割合は県及び全国平均を大きく上回っておりますが、これは振興事業

同基金は、第一次産業に対する長期、低利資金を重点に融資しており、農協等の系統資金、農林漁業金融公庫等の制度資金等を補充しつつ、積極的な役割りを果たしておりまして、四十七年度末までの貸し付け累計は六十八億余円、貸し付け残高は十五億余円となっております。なお、最近において転貸債による借入金が増加し、これが主因となって逆さやの現象を生じ、将来、同基金の経営が圧迫されるおそれがあります。今後とも、同基金の果たす役割りの重要性にかんがみまして、その経営基盤の強化、機能の拡充をはかる必要があります。

次に、今回の法律案に対する意見及び要望を要約いたしますと、その一は、現行の奄美群島振興

以上をもちまして報告を終わります。

○伊能委員長　これにて派遣委員からの報告は終

るわけでありすけれども、これはあながち無関係

係ではないというふうに思っているわけでありま
す。提案理由の説明にあつたきびしい条件という
ものと法律の題名を変更するという間に、当然そ
の点についての、「開発」ということばを新たに
挿入したことについて、私はそれなりの、従来実
施してきたところの反省なりあるいは今後の展
望というものに立つての題名変更だというふうに
思いますが、この辺についてひとつ林局長のほう
から詳しく御説明をいただきたいと存じます。

○林(忠)政府委員 まさに先生がいま御指摘にな
りましたとおりのことでございます。確かに、復
帰してまいりました当時は、それこそ道路の舗装
一つないといひますか、学校もわらぶきのぼろぼ
ろであるとか、いわゆる公共施設というものの整
備が本土に比べてはるかに立ちおくれれておりま
して、そういうものの復興に全力を注いだというこ
とでございまして、これらの復興でそういう公共
施設は整備されてまいりまして、それ自体が島
民の所得の増強には、まあそういう作業に従事す
るための人夫賃というような形でもちろん所得の
向上にも何がしかプラスしました、それ自体が
島民の産業の生産力を上げることにならぬ。そう
いう意味で、本土との収入面における格差という
ものは一向に改まらないという、もちろんあの
当時本土もどんと戦後の復興を続けておりま
したので、奄美が何がしか伸びてみても本土
はそれ以上に伸びるというような状態を繰り返
まして、生活格差というものはずっと残ってきた
わけでございます。

そこで復興特別措置法から振興特別措置法にな
りまして、そういう公共施設の整備のほかに産業
の基盤の整備とか島民の産業の振興というよう
なことに對しても、徐々に意を用いる余裕もでき
ましたし、そちらのほうに意を用いてまいりました
わけでございますが、それでもなお、本土自体も
伸びるというような事情もかたわらにあり、なか
なか格差は埋まらない。もちろん復帰当時比べ
ましては、それははるかに島民の所得もふえてま
いりましたし、格差もだいぶ縮まってまいりまし

たのはこの前申し上げた数字のようなこともござ
いまして、それなりに復興特別措置法、振興特別
措置法は目的を達成したとは存じております
が、にもかかわらず格差がなお埋まらないという
こと、復帰後二十年たつてなお本土の平均の半分
に満たないという状態であることは、今度も御視
察していただきまして十分見ていただいたことと
存じ上げます。

そこで、今回さらにこの特別措置を延長するに
つきまして、従来の「振興」からさらに「振興開
発」にしたのは、ただ名前を変えたというだけの
ことではございませんので、そこにはいま先生の
御指摘のような気持ち、前向きな姿勢といひま
すし、それらについても十分力を注いでまいり
ますけれども、それ以上にさらに産業を振興し、
大島つむぎでありましてかあるいは新しい観光開
発であるとかいう、島民の生活水準の向上、所得
の向上に直接役に立つものにも十分に力を注いで
まいりたいという気持ちをあらわすという意味
で、まあ気分を一新するということも含めまして
名称を変えたわけでございます。いま先生の御指
摘いただきましたとおりの考え方であろうという措置
をとりました次第でございます。

○小川(省)委員 過去の二十年間の復興特別措置
法、振興特別措置法の実施状況の反省の上に立っ
て、前向きの姿勢で取り組んでいくという形でな
されていく。それなりの期待を当然持つし、それ
なりのことをやっていただかなければ困るわけ
であります。

主として大島本島の視察であつたわけでありま
すが、ずっと車で回りまして、おそろく基幹道路
でありますから国道だというふうに思っていたの
でありまして、主要地方道であり、県道だとい
うお話でございました。そして二十年間の計画事業
の中で、おそろく基幹道路くらいは舗装済みになっ
ているのだと思つたところが、未舗装部分がかな
りあるわけでありまして、基盤整備というものは、
基礎的なそういう整備というものが当然終わっ

て、これから振興開発なんだということで私は
「開発」という名前がついたのだらうというふう
に思いましたが、基礎的なそういう整備がまだ済
んでいないということなんで、私はそうなること
振興特別措置法の中でやはり道路に重点を置い
て、確かに山を開きあるいは改良をしということ
です。それからいへんだったと思うのですが、当初
の振興特別措置法の計画の中に、これが終わる四十
九年の三月三十一日ころまでには少なくとも基幹
道路くらいは舗装をしていこうというふうな計画
があつて、それがおくれれて現状のようになって
いるのか。あるいはまた、一応この法が失効する
といひますか、その期限である四十九年三月三十一
日くらいまではまだ未舗装の部分が残るというふ
うに、当初の計画の中では道路については当然こ
の計画期間内では終了をしないであらうというふ
うな状態で、振興特別措置法の振興計画の中で
きたわけですか。

○高木(忠)委員 お答えいたします。

第一点は奄美大島の国道昇格の問題でございま
すが、国道の昇格につきましては、道路法の第五
条によりまして、国道指定の要件に該当しており
ます路線につきまして、交通需要の増大その他社
会情勢の進展に對して逐次追加指定を行
なつております。過去におきましては、昭和四十五
年度に約五千六百キロメートル、それから昭和四
十七年度に沖繩の復帰に伴ひまして約二百七十五
キロメートルの追加指定を行なつて、総延長現在
三万二千九百キロメートルでございます。御指摘
のございました奄美大島の主要地方道の国道昇格
につきましては、今後の国道追加指定を行なう場
合には十分検討してまいりたいと思つておりま
す。

○小川(省)委員 国道昇格については今後十分検
討したいということですが、道路法の五条の中で
国道昇格の問題があるのですが、建設省では一応
毎年それを行つていくわけではなくて、ある程
度、四年おきとか五年おきとか六年おきとか、そ
ういうふうなものがあるのだらうと思ひますが、

今後の最も近い段階でのそういう再検討をやられ
る時期はいつですか。

○高木(忠)委員 現時点ではまだ正式にいつとい
うことはきまつておりませんが、この奄美大島につ
きましては、次回、一番近い国道昇格の時期に十
分検討してまいりたいと思つております。

○小川(省)委員 建設省の課長さんが十分検討し
ていくということですから大いに期待が持てるこ
とだと思ひますが、建設省を代表して奄美の振興
審議会の委員を出されているわけでありまして
、あの種の基幹道路というものは当然国道に編入
すべきであるというふうに私も実際に見て感
じてまいりましたので、ぜひひとつそういう形
でお願いをいたしたいと思ひます。

自治省に率直にお聞きしたいと思ひますが、
全国的にも鹿児島県自体がかなり後進県に属して
いるわけでありまして、郡民所得は、この間も御説
明がありましたように、鹿児島県の八七%、全国平
均の五〇%を少し下回つていような状況です
ね。そういう点で、いままでの振興計画を進めて
きた中で、鹿児島県の副知事さんや知事さんに
は、奄美の人もおりますので私は聞かなかつたわ
けけれども、鹿児島県自体が奄美をお荷物だとい
うふうに考へていようところがないのかあるのか。
その辺のところを過去のいろいろな具体的な事業
実施の中で鹿児島県自体がどのように考へておる
のか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○林(忠)政府委員 もちろん鹿児島県としてはま
さに県の一部でございますし、歴史的にも関連、
因縁浅からぬところもあるので、決してよそ者と
かお荷物とかいふような意識はなかつたと信じて
はおります。しかし、従来鹿児島県自体が決して財
政的に豊かな県ではない。それに対して七年間、
八年間でしたか、占領という特殊な事情がある
といふことで、復帰後、復興特別措置法、振興特
別措置法という、よそにはない特別措置を、国が
法律をつくつて実施をまいりましたので、本
来自分のところも貧乏であるといふのと加えて、
何か奄美についてはひとつ国が主体となつてや

もかき上げをした補助率が決定をしているというふうな思ったのでありますが、消防等については実はこの補助率の中には全然載っていないです。そういう点で、消防の補助の上積みといいますが、こういう点についてはどうなっているのか、伺いたいと思います。

○林(忠)政府委員 この点に關しましては、地元の財政力の弱さその他も考えまして、従来からも、法律上は規定はございませんでしたけれども、かき上げの補助の扱いをしていただいております。これはこのまま続けていくように、消防庁というのには自治省の中と申しますか、たまたま同じところでございますが、その点完全に了解もついておりますので、特にここには特記してございせんが、御心配のような点はなく、かき上げの補助率で今後もやってまいるといことは確定しております。

○小川(省)委員 同じ自治省管轄の中ですから、おそろくそうやってきたらうし、そうだと思いますが、やはり親しき仲にも節度がなければいけませんから、補助率をずっと上げたならばやはりその中に明記しておいたほうがよろしいのではないかと、思いますので、ちょっとお尋ねをいたしたわけがあります。

次に、事業執行をいまでも言われたように各省直轄にした。いままでは自治省が取り仕切っていたわけですが、各省直轄にしたのは、先ほども御説明の中にありましたけれども、やはり自治省がやられるよりもスムーズに執行をできるのではないかとあるいは予算を取りやすいのではないかと、ということになりますと、自治省がいままで何をやっていったことになるわけですか。やはり直轄執行をしていくところのよさといえますか。メリットといいますが、そういう点はいまでもちゃんと御説明の中にもありましたけれども、自治省がやってきたところのデメリットといえますか、そういうものがやはり官僚組織の中であるわけなんですか。

○林(忠)政府委員 これは、それぞれの方式の中

に特色と欠点、メリット、デメリットがそれぞれあると存じます。ことに復帰直後の状態を考えます場合に、まあはるかに離れた鹿児島県の一地域であつて、しかも全国的に見て非常に規模も小さいというような形のところを各省それぞれにまたがる形にいたします場合に、やはり事務的な煩瑣、相互の連絡不十分その他からいまして、あるいは各事業と事業との間の調整、そういう面からしてやはりまずい点がある。そこで自治省直轄、と申しまして自治省自体にそういう各種の事業に關する技術があるわけではございせんが、実はそういう技術は鹿児島県のそれぞれ農林部、土木部というものの技術を生かしていけばその点は支障はなかる。そうすれば、国の予算折衝あるいはその五年間で奄美をどれだけのものにするかという各事業との間の総合調整の問題、これは一括してどこが持っていたほうがよいのではないかと、そういう意味で、あの当時自治省一括計上、一括施行という方式を、これも現地の賛成を得てとったわけでありまして、そのときにはそれなりのメリットはあつたと存じます。

しかし、それが二十年たちまして、そのメリットの逆のデメリットという面では、それぞれの事業がどんどん進捗してまいります場合、技術的にもその鹿児島県の技術のみでは十分にカバーできないような問題も起こってまいりますとか、あるいは国の経済が予想外に毎年の伸び率が多いために、その年々の予算折衝に勝負をかけるという場合には各省の専門的知識と各省の技術というものがどうしてもその裏づけになければならぬので、鹿児島島の技術だけを背景にして自治省で一本でいくよりはむしろ現実的に即した、あるいは国の予算の伸び率に即した伸び率を確保できるとか、いろいろなメリットの面も考えられてまいりました。

それらをそれぞれ比較いたしましたして、従来の方式はこれでよかった。たとえば復帰してから十年間の事業は、確かにほかの離島とかほかの地域に対する伸び率よりはるかに高いものがあつた。それが、今度は振興措置法になりました十年

間見ますと、初めのうちはそういうものを持つていたが、だんだんとあとのほうになりますと、国の経済の伸びが高いためにむしろ逆にマイナスが出てくるというような実績を反省いたしました。今回、そのメリットとデメリットが逆になりますけれども、一括計上、各省移しかえ施行、各省の専門的知識なり各省の事業に対する熱意というものを奄美自体に反映していただくという方向に踏みかえたわけでございます。従来の時期の従来のやり方と今後のやり方というものは、それぞれメリット、デメリットございまして、総合してみますれば、従来はそれによかつたし、今後はこの方式のほうが地元に対してプラスであろうという判断から、地元の御要望もこうでございまして、私たちもそれに賛成したわけでございます。

○小川(省)委員 局長の説明のように、やはり計画自体に縛られたことと、振興計画の事業がほとんど技術分野でございまして、いわゆる技術者の特有の心理もございまして、私はこのような各省移しかえ施行のほうに効果は今後大いにあると思ひます。そういう意味で、自治省がそういう形にした上でプッシュをしていただくというところが、行政の効率的運営には一番よろしいのではないかというふうに思ひますので、ぜひひとつこの形で、自治省がさらに地元鹿児島との間に立つてプッシュをしていただくことが今後の事業の運営には非常によろしいだろうというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

次に、起債の問題について若干お伺ひをいたしたいと思ひますが、振興のあらゆる事業は起債に依存する度合いが非常に強いわけでございます。そういう点で、この起債の問題について四十九年度以降かなりきびしい状態で自治省は一般的に対処をしていくわけでありまして、この種特別法が制定をされている特殊の振興開発地域でございしますから、当然起債の充当率なり起債については見ていただかないと振興開発はできないわけ

ありますので、起債を今後少なくとも奄美の振興開発については十分に見ていく、しかも充当率も上げていくというお考えでおられるらうと思ひますが、その辺についてはいかがですか。

○林(忠)政府委員 これは本来財政局からお答えすべきでございますが、依頼を受けてまいりましたので、私数字を持っておりますので、これに關しては、私のほうは大いに胸を張ってお答えできる数字を持っております。確かに地元の財政力の乏しいことを配慮いたしまして、十分の配慮を払っていくつもりでございます。地元負担額に對し一応県分は四〇%、市町村分七〇%という数字で起債の充当率を予定しておりますが、これは他の地域では起債の対象外となつておりません。道路とか農業基盤整備とか、こういう事業についても奄美は一切それを対象に含めて考えておるわけでございます。

そこで四十九年度の数字をちよつと申し上げますと、地方負担額は八億八千万円というところになっております。これが他の地域で同じ事業がありまして、起債の充当率はわずかに三・四%にすぎないところでございますが、これを奄美の場合四〇%にするという予定になっております。市町村の同じく四十九年度の地方負担は八億七千万円でございますが、これにつきましても、もし他の地域であれば四七%しか見られないはずのところを奄美の場合七〇%、五億六千万円ほど見るといふ予定になっておりますので、奄美につきましても私のほうの財政当局、十分配慮しているつもりでございます。

○小川(省)委員 振興開発が順調に進むかどうかはこの起債の充当と起債の充当率にかかっていると思ひますから、ぜひひとつ今後とも充当率を上げると同時に、十分に見ていただきたいたと思ひます。自治省、胸を張つていられるようでありますから、その点について問題が今後ないようによびお願ひをいたしたいと思ひます。産業の振興關係についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、その基本は、やはり離島ですか

ら、航路と道路の問題に主としてなつてくると思
うのです。運輸省にちよつとお尋ねをいたします
が、鹿児島から沖縄に通ずるところの国鉄航路を
開くところのお考えはないのか。沖縄県があつ
て、鹿児島と沖縄の間に鹿児島県に属する奄美が
あるわけでございます。四国なりあるいは北海道
なりは国鉄航路等がちゃんとあるわけですね。と
ころがここには国鉄の航路が通っていないわけで
あります。こういう点は多分にやはり奄美の生活
水準が上らないということにもつながつてくる
わけでありまして、当然、沖縄県がそこにある
わけでありまして、鹿児島から奄美を通つて
沖縄へ通ずるところの国鉄航路を新設をする意思
があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひ
ます。

○浜田説明員 お答えをいたします。

離島航路は本来、御案内のとおり海上運送法に
よりまして、申請を待ちましてこの航路免許をす
るという考え方に立っております。いまのところ
、御趣旨のようにあるいは沖縄ないし奄美とい
うところに国鉄が航路を開通するということの申
請はあるかも知れませんが、私どもとい
ましては国鉄と十分相談の上、その申請を
待つてその後処置するということでございます。

○小川(省)委員 あなた、離島航路は申請を待つ
てと言つけれども、沖縄というのは日本の中の県
ですよ。それで、そういう手続をやるというが、
大体沖縄を離島と見ていること自体もおかしいの
ですけれども、いづれにしても申請を待つてとい
うことですが、そうすると、切なる要望があつて
申請があれば、運輸省とすれば当然これは認めて
いこうというお考えなのですかどうですか、重ね
てお伺いします。

○浜田説明員 国鉄がもしそういう航路の御申請
に及びました場合には、各般の事情を慎重に考慮
いたしまして対処をいたしたいと考えておりま
す。

○小川(省)委員 せひひとつ、奄美から沖縄へ通
ずる国鉄航路を開設の申請があれば、運輸省の方

針として当然認めていくという形で対処をしてい
ただきたいということを強く要請をいたしておき
ます。

それから、実に物価が高いですね。行つてみて
驚いたのですが、すべての日用必需品は本
土から入っているわけでありまして高いとは聞
いてはいたけれども、あまりにも高いのに驚きまし
た。産物が少ないわけでありまして郡民所得が
少ない、それに物価高でありますからダブルパン
チを受けているわけですね。一例をあげれば、鹿
児島に対して、小麦粉が一キロ二四一、牛乳一
本が一八七、あるいは野菜は平均一六九、調
味料が一四九、くだもの類が一五三、こんな
ふうな状態でありまして。驚いたのは、プロパンが
十キロ七百円、灯油が十八リットル六百円から
六百五十円というふうな状態でありまして。標準価
格は、御承知のように末端価格プロパン十キロ千
三百円、灯油三百八十円というふうな状態であ
るわけですが、あまりにも高いのには驚いたわ
けであります。それで、物価問題の解決について
は、輸送費の補助なり物価対策として、計画の中
に当然盛り込んでいかなければならぬと思ひま
す。聞くところによりますと、小笠原は、物価は
高いというけれどもそんなに高くない。というのは
は東京都がかなりの輸送費補助を実はやつてい
るようでありまして。そういう点で小笠原はそう物価
は高くないけれども、奄美は、鹿児島があまり財
政的に楽でありますからそういうこともできま
せんので高いのだらうというふうに思ひますけれ
ども、計画自体の中に、物価対策としてのこれら
の輸送費補助というものをふやすなり、あるいは
増額をするなりして物価対策の一助としていくお
考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○林(忠)政府委員 確かに、ああいう離れた島で
ありまして輸送費にたいへん経費がかかる、それ自
体が物価にはね返りまして割が高くなるという現
象は多分にあるかと存じます。現実には非常に高
いようでございます。これに対する対策はいろい
ろ考えられますが、現在の県で考えております計

画で輸送費そのものを直接補助するという考え
は、現在のところまだそういう予定はないようで
ございます。

まず考えられますのは、したがってできるだけ
島内で生産が可能なものについては生産を高めて
自給対策を講ずる。こうしますと輸送費のハンデ
が克服されますので、ある程度そういうものにつ
いては物価を下げる力を与えられることができ
るというわけでございまして、たとえば野菜とか畜
産という生鮮食料品、こういうものの自給率、あ
るいは米でも、現在自給率は非常に低いわけ
でございますが、こういうものの現地の生産をふ
やすということも必要だと思ひます。

それから輸送コストを下げるためには港灣設
備、これを充実いたしまして、たとえばはしけを
解消して直接岸壁に着けられる、それによつて荷
役の軽減をはかる、こういうようなことも考へて
まいらなければならぬということでございます。

なお、従来大島電力の時代には電気料金が九州
に比べてたいへん割が高でありまして、これも物価
に相当悪影響を及ぼしておつたと思うのですが、
この点は実は四十八年度に九州電力との合併とい
うのができました。九州と統一料金になりました
ので、これはやつと解決済みになりました。

それらのあらゆる施策を各方面においてやつ
てまいり、さらには、いま先生の御指摘のように輸
送費補助ということも話題にのぼつてくることも
あるかと存じますが、すべての面で総力をあげて
そういうものに向かつて対処してまいりたいと思
へておる次第でございます。

○小川(省)委員 せひひとつ物価対策に対しては
万全の手を打つていただきたいと思ひます。実際
にいまこちら、本土自体がこのような物価高の
中で、さらにそれを大きく上回るような物価高
で、賃金は安いというふうな状態でございますか
ら、これではたいへんでございます。生活を守る
ためにも、せひひとつ計画の中で輸送費補助等
を含めた物価対策に取り組んでいただきたいと思
ひます。

それと、いまお話が出ましたけれども、台風
等で船が欠航しますと野菜が暴騰をいたします。
そういう意味では、その野菜の生産をやるのも必
要ですが、冷蔵冷凍倉庫というふうなものでも備
蓄をすることが大切だろつと思ひますね。ある
いは加工業ですね。見ると、漁業等についても、
かつおぶしぐらいの程度のものでありますが、そ
ういう魚類の加工工場といふものが、そういうもの
であるとか、あるいは野菜等の冷凍冷蔵倉庫のよ
うなものをつくつて備蓄をして、台風でかりに船
が欠航しても急激な野菜の暴騰を来さないとい
うふうな、備蓄なり倉庫を、たくわえておくよ
うな施設を計画の中に織り込んでいまでもきた
のですか、あるいは今後するおつもりがあるのか
どうか、お尋ねをしたいと思います。

○林(忠)政府委員 十分検討を進めるに値する御
示唆と存じます。おそろく現地でも、生活に直結
する問題でございますから、そういうものも十分
考慮して存じます。現在計画の大綱を練つ
ている段階では、まだそこまでの話が進んでい
るというところは、おっしゃいますとおり、直接島民の生活の
難易に関する問題でございますので、十分の検討
に値する御示唆としてありがたくいただきまし
て、さらに検討を続けてまいりたいと思ひます。

○小川(省)委員 せひよろしくお願ひいたした
いと思ひます。

次に、大島つむぎについてお聞きをいたした
いと思ひます。

一口に奄美といへば、大島つむぎとサトウキビ
というふうなことになるわけでありまして。実際
に大島つむぎの生産工程を見せていただきました
、非常にたいへんな染めであり、労働であり、付加
価値が高いものだといふことで、いまさらのよう
に値段が高い理由もわかつたやうなわけでありま
すが、最近これにはいろいろな問題があるよう
でございます。大島織維業といふのは後進国に追
いつけられていまして、あらゆる織維産業が
そうであります、このような付加価値の高いも

をはかりたい。同時に、林業生産基盤といたしまして林道網を整備してまいりたい。このようにいたしまして林業の近代化を推進してまいりたいと思っております。

一方、この地域におきましては御承知のように台風の常襲地帯でございます。したがって、治山事業を推進して災害の早期復旧あるいは未然防止ということにとめたいと同時に、また集落、公共施設が海岸地帯にたくさん分布しておりますので、潮害等を防止いたします防潮林あるいは海岸砂防林というものを十二分に実行いたしまして、森林の持つております公益的機能を拡充整備してまいりたい、このように考えております。

○小川(省)委員 林業が占めている地位というのはかなり大きいと思えますから、ぜひひとつ鋭意努力をして林業振興をはかっていただきたいと思うのであります。

統計をもらったのを見ますと、何か年間千二、三百頭くらいイノシシが捕獲をされているようでありました。新規に植林をした苗木がイノシシ等の被害でやられる率は、千三百頭も捕獲をされるようではかなりあるのだらうと思いますが、そういう被害はございますか。

○岩崎説明員 イノシシの捕獲につきましては現在環境庁が所管しておりますが、造林の立場から申し上げますと、この地域におきましてはイノシシの被害というものがかなりあるというように聞いております。したがって、イノシシの駆除につきましては、都道府県を通じて環境庁のほうから捕獲に對しまして奨励金が出ていると思っております。このような形におきましてイノシシの駆除を進めてまいりたい、このように考えます。

○小川(省)委員 伺いますと、イノシシを駆除するのに、本土だったらハンターが大喜びで出かけるのですが、鹿児島からハンターを呼んだところが、ハブがこわくてなかなか入っていかないと云うのです。それでなかなかたれなかったというふうな話も伺いました。造林に對してかなりの支

障があるのならば、やはりイノシシについてはぜひひとつ対策を講じていただきたいと思うのであります。

さらにまた、基幹林道だけではなくて、林道課長さんのほうでぜひ林道を整備して、未開発の林野の活用をはかっていただきたいというふうな思っています。非常に高湿多雨の地帯でありますから植物の繁殖は早いのでしようから、そういう意味でも他の本土の地域と違って林業の占めている地位は高いというふうに思っていますので、ぜひ努力をいただきたいと思うのであります。

次に、観光について伺います。これは林さんになるんですね。

非常にすばらしい自然であります。この自然の景観というものを何としても保存しなければならぬ。そういう意味では、大企業が入り込みますとすぐに買い占めをして、そして山なんかもから坊主にしてしまわなければならない、そういうのをチェックしながら、自然の景観を生かしながら、しかも非常に人情はこまやかで美しい、こういう意味ではほんとに近くに近しいところであり、日本人が忘れていた心のふるさとのような感じがある地域だということに思っています。そういう意味では、観光客がたくさん入り込みますとこれまた人情が悪くなる例もあるわけなんです。ぜひひとつ、観光開発が一つの柱になっているわけでありまして、観光を盛んにしていただきたいと思うのであります。

最近では新婚旅行などというところやグアムというところになります。やはり国内に金を落とせばいいので、グアムに行かなくとも、四月から十一月までは海に入れるというふうな地域、しかもあんな美しい自然の景観、そしてまた自生のすばらしい大きなソテツの木のある、ソテツの原始林ですね、こういうようなところがあれば、これはもう新婚旅行のメッカとしても、まさにグアムなんかよりは数等まさっているんじゃないかと思うのです。ドルを使うのが魅力じゃなくて、大体新婚さんというのは二人でいればあとは何にも要

らないわけですからね。「島のブルース」や「島娘」などという時代に奄美の復興は来れなかったわけですね、三十二、三年ごろは。そういう意味では、いまここへきてグアムにドルを流出させるようなことじゃなくて、グアムに行く旅行者を何割かこちらへ持ってくる必要だってあるんじゃないか。そして、ソテツの木に二人の名前のカードでもぶら下げるような形をつくって、帰りにソテツの実でつくった人形を持たせて帰すとか、ソテツの実を持たせて帰すとか、私は夢のある観光というものがあろうと思うのです。そういう人がある年代になれば、今度は結婚十年目で大島つむぎを買いに行くことだってあるわけでありまして、そういう意味では私は観光というのは非常に大事な産業だということに思っています。最近、ソテツがかなり持ち出されているというふうな話を聞きました。それで最近では市町村が条例をつくったようでありまして、そういう点等はぜひ避けていただきたい、ソテツの何十年、何百年という大きなやつを十分に生かした、しかも自然の景観と人情、こういうものを兼ね備えたところでありまして、そういう意味で夢のある観光開発をぜひお願いしたいと思っております。今後の新しい振興開発計画の中で占めていくところの観光開発の基本的構想についてお聞かせをいただきたいと思うのであります。

○林(忠)政府委員 御指摘のとおり、観光というのは現地の住民の所得、生活水準の向上のための非常に重要な柱だと存じます。つむぎあるいはサトウキビ、これらについてももちろん十分な力を入れますとしまして、やはり限度もありまして、ああいう自然の風景、自然の美しい地域を利用して、観光の宣伝をし、大いに観光客を誘致するということも、今後の振興計画の柱にならなければならぬということとは全く御指摘のとおりでございます。

現在、まだ振興計画の策定中でございます。その具体的な基本構想というのについて県のほうからの意見も十分に伺っておりますが、要は、

自然を荒らさない姿でできるだけ観光産業を伸ばす。たとえば路傍植栽というようになこともあります。ハイビスカスという非常にきれいな花がございます。何か沖縄では、あれは仏桑華といいますが、仏さまの花であまり縁起がよくないという地元の感覚があるようでございますけれども、奄美には幸いそういうこともございませぬので、あの南国を代表するようなハイビスカスあたりが、飛行場において島の道路に第一歩を踏み込むと、その両側にずっと咲いているような環境を整備することもあるいは計画されているということも聞いておりますし、そういうあらゆる努力を通じて、御指摘のように、グアムに比べてかわるよう

にいたしますとあれですが、できるだけたくさん観光産業の伸展と、観光産業による収入の増加というものをはかってまいることについては、全く御指摘のとおり同感でございますし、力を尽くしてまいりたいと思っております。

○小川(省)委員 次に、ハブ対策について伺いをいたしたいと思うのであります。

ハブが現在、大体奄美の人口よりも多いというふう聞いてまいりましたが、やはりこのハブを根絶しなければならぬと思うのであります。子供たちでも山野に出て遊ぶということもしないそうでありまして、夜道の一人歩きはこわい、あるいは農作業に行ってもハブの姿を見ればその日はもうやめだということに帰ってしまうという、生産意欲の減退にもつながっているようでありまして、そういう意味では、ハブの根絶をしていくことが必要だと思えますし、従来の振興計画の中でもいろいろそのような研究、検討をされてきたようでありまして、スネークロンというふうな薬剤を使って、皮膚から浸透させてハブを殺して、あとで確認をするとか、あるいは部落で一斉にハブ退治をやるとか、いろいろの方法がとられていくようでありまして、特に野ネズミ、野鼠を退治してハブを根絶するんだというふうないろいろな方法がとられてきていますが、ハブ対策に取り組んでこられた上に立って、ハブ根絶についての具

体的今後の方策についてどのようにしていかれようとするのか、お伺いしたいと思います。

特にその中で、最近いわゆるハプトキソイドの接種を実施をされているようでありま。事実、ハプトキソイドの接種をやつてきて、トキソイドの効果があるのかどうかはわかりませんが、抗体ができるようでありま。トキソイドの接種を受けた人からかまれた人がいなければならぬわけでありま。その辺についての研究、検討はどんなふうになっているのか。厚生省からお伺いしたいとおりますので、ハプトキソイドの従来までの振興計画におけるところの具体的な成果についてお伺いをしたいと思つたのであります。

○近説明員 ハプト対策でございますが、私も、先ほど先生からお話がありました自治省からの移しかえの一環といたしまして、ハプト対策の中でトキソイドあるいは血清対策につきましては厚生省で来年度から所管することになったわけでございます。御案内のとおり、ハプトキソイドは、ハプト毒をホルマリンでその免疫原性をなるべくそこないようにいたしまして無毒化して得られたものでござい。したがって、これを打ちますと、咬傷、かまれた場合の局所及びその全身症状が軽減いたしますと同時に、その重症化の予防に資することが期待されているわけでございます。これにつきましては、昭和四十七年の八月に国の生物学的製剤基準にも定められまして、薬品化がなされてきたものでござい。しかしながら、人体に接種いたしました場合の免疫効果につきましましては、ハプトにかまれた場合の部位と、あるいはハプトの個体あるいは毒液の侵入量によりまして非常にまちまちでございます。そのためその効果の判定は非常に困難なものがあるわけではござい。

四十七年度のハプトキソイド研究協議会、これは国立公衆衛生院の染谷院長が会長となつておりますが、この調査研究によりまると、トキソイドを接種した者で咬傷を受けた者九十六人につきまして調査したのでござい。たいへん結果がよかつたという者が二四%、まあまあと答えた者が二六%、変わらないという者が八%、わからないというのが四一・七%となっているわけでございます。すなわち、ほぼ半数の人がトキソイドの効果を確認しているわけでございます。なおトキソイドの研究等につきましては、野外接種等も含めまして、今後年次計画を立てましてこれを推進、検討を加えてまいりますとともに、より有効で副作用の少ないものを製造をいたしますためにその製造法の改良と、それから最も有効な接種方法につきまして研究を今後一そう進めてまいりたいと思つておるところでございます。

○小川(省)委員 生物学的製剤基準に合つてたがい製薬化が認められたんだということでありま。よくわからないので、九十六人接種をした人がかまれた、そういう中で二四%と二六%です。五〇%がまあまあよかつた、打つていたのてたことなかつたんだということでありま。それから、そういうのは、初期の接種、薬品の段階では五〇%がまあまあだということばかりいいのではないかと思ひますが、効果についてはどうなんですか。

○近説明員 一般にワクチン類、トキソイド等の効果につきましましては、その判定は非常にむづかしいわけでございます。それは用い方でございますが、接種の方法によりましてずいぶん差が出てきているわけでございます。しかしながら、先生御指摘のように、約半数がかなり有効であるといえることは、ワクチン類といたしましてはかなり効果のあるものであると考へている次第でございます。

○小川(省)委員 ひとつさらに検討されて、副作用があるのかないのか、その当人の体質にもよるのてしようけれども、義務的にトキソイドの接種を受けよう、受けたらというふうな、子供たち、小中学生、高校の学生までがなるような形に、ぜひハプトの根絶と同時に、このような咬傷に対する予防対策を進めていって、すべてが受けたらという状態にまで一日も早くやつていただきたいと思ひます。

うのであります。

四十九年度からおたくのほうへ行くわけでありま。それから、具体的にわからぬと思うのであります。これはそうすると自治省でしようか……。スネークロンは一応その他の弊害をやめたようでありま。野鼠退治あるいはマングース類とかあるいはイタチ類とか、いろいろ話があるようでありま。野鼠を退治をして駆除をいたしますとハプトの根絶にはかなりの効果があるわけでありま。

○林(忠)政府委員 野鼠を退治して、ハプトの食糧をなくしてハプトを減らすというような着想も地元でもずいぶんござい。しかし、前にも何度も聞いたこともござい。しかしこれも、地元で野鼠だけなく、天然記念物になっているような貴重動物その他もいる。あつて、なかなかむづかしい問題もあるようござい。従来ハプト対策は、マングースを入れてみたり、中にはヘビクイドリとか称するアフリカ産の何カ鳥も入れてみたというところもござい。これも鳥が繁殖しないですぐだめになつてしまつたわけでございます。ずっと続けてまいりましたのは、まことにこそくではござい。ハプトの買い上げはやつておつたわけ。これは生きたの死んだを問わず買い上げて、それから血清をつくつて、その血清を島内のできるだけたくさんの方所に、現在大体二百カ所ござい。配置しておきまして、かまれたらすぐ血清を打つというような対策が従来の主体になつておりました。これによりまして、その対策を打つ前に比べてだいぶ犠牲は減つたわけござい。咬傷の数はずつとこの二十年、ほとんどふえもしないが、減りもしない。毎年一万匹買い上げる、というのはい万匹を殺すわけござい。あるいはそれによつてちやうどハプトの数がほとんど動かないのかといえるぐらいの数字でございます。しかし従来買い上げだけは、血清をつくりましても必要でござい。今後ずっと続けてまいらうと存じておりますけれども、御指摘の野鼠対策ある

いはスネークロンでござい。あるいは何か新しい化学的な薬品による対策、さらに精力的に研究は続けてまいらなかつたことござい。ま、正直言つて、一番手を焼いてまいつておりますのが従来のこのハプトの問題でござい。ま、なお根本的な解決方法は見出せない現状でござい。

○小川(省)委員 かなり努力をされてきた様子が調査書類にも出ておりますが、いまお話がありましたような天然記念物があるから、根絶しようと思つても強い薬が使えないのだというふうなこともあつたようでありま。実際に環境庁等と折衝されて、根絶をするためのそういうものがだめになつたのですか。おそろくだめになるだらうというところであつたのですか。それとも実際にあつたつかりに奄美クロウサギが死んでも、ハプト被害のほうが大いのだからといつて根絶をするということ具体的に話し合つてきた経過はあるのですか、ないので。

○林(忠)政府委員 具体的な折衝はしておらぬようござい。

○小川(省)委員 何か、伺いますと、奄美群島の中にハプトのいるところもないところもあるそうですね。そうだとすれば、奄美クロウサギが繁殖するぐらい、一部どこかへ移しておいて、それで根絶云々と、具体的折衝をしないで、天然記念物があるからだめだらうというふうなことになつて、実際に年間三百人かまれて三人ぐらいないては、ぜひあらゆる知識とあらゆる努力を惜しまないで、振興開発計画の中に位置づけてやつていただきたいと思ひます。

それから、いま捕獲人の話が出ましたが、買い上げ価格が大体業者が二千百円ぐらいで、市町村が三百円とか保健所が三百円とか出しているようでありま。しかし業者もかなりやはりこわい思いをしてやるわけですから、減つてきたといひますか、なかなかふえぬようでありま。そういう

期待が持てるわけでありますが、これに対する問題として一つ、いわゆる承継債権の問題があるわけですね。これが回収不可能になっておる。当然返さなくもよかったガリオアですが、これの資金のもとになったわけでありますから、そういう意味で奄美については効果があるわけなんですけれども、未回収分については現状の中でもうほとんど回収不可能だというふうな形で、国庫の中で資

特地勤務手当は、昭和四十五年に、従来ございました隔遠地手当を改正いたしまして特地勤務手当にしたわけでございます。従来は、隔遠地手当制度のときは離島その他交通不便地でございましたのを、生活不便の土地に所在する官署に勤務する職員に支給する制度に改めたわけでございます。御承知のことと思ひますが、国家公務員は全国各地に勤務個所がございまして、そこに

採用を含めて特地主手当は支給されていますね。

○林忠 政府委員 そのとおりでございます。

○小川(省)委員 国家公務員に準ずるという地方公務員、というのは県の職員、市町村の職員、地方公務員すべてが国家公務員に準じて給料及び手当の支給を受けるはずであります。ですから市町村職員が、少なくとも国の給料表の中で、あるいは人事院規則の中で認定をされておるものが古

そこで現実には矛盾ができますのは、国あるいは県である場合は現地採用まで支給しているじゃないか。ですから、現地でたまたまきょうだいが、

一人は市役所に行き、一人は県の大島事務所に行く。県の大島事務所に行くほうは、県の体系の中では県の中の特設だから特設手当が出るけれども、名瀬市役所へ行った者は、市は全部が地元でございまして、特設手当が出ない。給与の差があるという現実の矛盾が出てくることは確かでございます。特設手当は、それは特設手当の体系上、現地採用の人にもひとしく払うということでございまして、出てくるわけでございまして、現実には特設手当というものは、その全体の中で一部不便なところ、一部遠隔地がある、そこへ出すのが特設手当でございますから、むしろその特設手当と給与の均衡をはかる場合は、地元の市町村であれば地元の給与ベース全体ということで考えないといかぬ。特設手当という形ではなくて、特設手当に当たる分も含めて地元の給与ベース全体が、国の、たとえば東京に勤務する、まあ市町村に当たるのは区役所でございまして、区役所の職員に対してどうかという議論につながってまいるわけでございまして。そこで地元の給与ベース全体の問題としてこれをとらえますと、これはその地元にある国や県の役所との均衡ということももちろん考えますが、同時に地元の民間給与との均衡その他、いわゆる地方公務員の給与決定の一般の原則をすべて考へて決定をされるわけでございまして、国に準ずるといっても、一から十まで何が何でも国と同じ数字ということではなくて、そういうような配意をされての多少の異同というものは必ず範囲内に入ると存じますので、そういう観点からこれは解決されるべき問題だと思ひまして、現地の市町村における特設手当というのは觀念上どうも矛盾で、考えるべきでないと考えております。

○小川(省)委員 それはあなた、特設手当の中にある一部の解釈を誇張して話しているのであつて、少なくとも国の官署指定になつているところの隔遠地、こういうところに勤務する職員が、東京あたりから行つたり、そういう転勤、異動する場合がありまうから、給与法の中には十三条の三です。勤務地を異動する場合の云々の話があるのですが、国だつて出先でつとめていられるのは大体出先採用の職員なんです。そういう点があれば、いまあなたが言われるような論は、一つの理論としては組み立てられるかも知れぬけれども、これは誇張です。そういう意味で、少なくとも県においても当然地元採用が多いけれども、支給をしていられる。三級地であるから一、二%と準ずる手当ということで、大島支庁の職員には現地採用を含めて一六%の手当が支給されているのです。そういう点で市町村が、あるいは市議会が、確かにそれはそうだと形の中で決定をしてきたわけでありまして。そういう点になれば、これはほかについてもそうなんでありまうけれども、いまあなたが言われたような誇張した解釈もありまうけれども、市町村が特設手当というものを、首長、議會を含めて認めていくという場合について、当然法で定められ、人事院規則で定められてあるところの手当について、人事院が干渉する何ものでもないし、むしろそうなら、おまえのところは財政力指数が悪いのだからほかのことで意地悪してやるぞなんという意地の悪い林さんではない、あるいは財政局長はどうか知らぬけれども、そういう人じゃないと思ひますけれども、自治省は当然そういう形で手当を支給していても差しつかえないというふうにお考えでしようね。

○林(忠)政府委員 理論的にはその町村の給与ベース全体、給与ベースについて考えるべきことだと思ひます。その地元の国あるいは県の出先に勤務している方との均衡という問題で、そこで現実に、先生のおっしゃるとおり、国の出先にしろ県の出先にしろ、あるいは地元採用のほうが多いかも知れません。そういう数がどんだんふえてまいります場合に、当然市役所と県事務所あるいは国の出先との均衡という問題になつてまいります。その問題を解決するに、地元の市町村としては特設手当という形で解決するのはやはりおかしいので、給与ベースという形で解決するのは筋ではないかと存じております。

○小川(省)委員 筋論は給与ベースだということですが、給与ベースは非常に低いですね、あそこ町村は。そういう点を考えれば、少なくともあなたが言われるように、本論のように、手当じやなくてベースで考えるべきだなんというのは、非常にこれは理事者側にすれば、いわゆる経営側にすれば実に割り切つた理論である、実際に実施するかどうかは別にして。しかし実際には多くの場合それをカバーするものは手当であり、実際には低い賃金ベースをカバーしているプラスアルファなどというのがあるわけでありまして。そういうのをいやおうなしに特別交付税から差し引きをしてやるなんという、実にあこぎな態度を自治省は考へるならば、少なくとも法で定められた特設手当などというものは支給をしてもしかるべきだといふふうに判断をします。そういうことで市町村の議會なり首長なりがその判断をしていけば当然——まあ給与ベースで解決するのが本論だといふことは私もよくわかりますが、手当を支給していても自治省としては差しつかえないといひまうか、当然それはそうあるならばそれはそれで、別にとかく言う、干渉する筋合いではないといふふうに思ひけれども、それでよろしうございませうか。

○林(忠)政府委員 おことばを返すようでございますけれども、どういふ形の名目にしても財政支出としては同じでございますが、地元の市町村の場合は、まさにその地元にある国家公務員あるいは県の公務員との均衡というものを考えれば、市町村の給与体系の中では、特設手当というのでなく給与ベースでなければいけないと思ひわけでございまして。そこで、その給与ベースとして考えます場合は、もちろん国、県との均衡ということも重要な考慮の要素でございます。と同時に、地元の民間のいろいろな給与、まあ先ほどまでも何度か御議論がなされたように、奄美全体の島民所得といひますか、所得水準はなお本土に比べて相当低いものもございまして、その中にありまして地方公務員だけが国と県との関係を考えて特に高いということが、はたして地元感情で受け入れられるかどうかという点その他もすべて御考慮の上、名瀬市なら名瀬市の議會なり理事者なりでよく御相談して御決定になることではないかと存じます。

○小川(省)委員 あなたよく御存じのように、大体おくれた地域というのは、所得水準が低い地域というのは、公務員というのは比較的安定をした職業なんです。それは奄美についても否定できません。しかしそこに国家公務員があり、鹿児島県の公務員があり、片や市町村の公務員がいるわけですね。ですからそういう意味では、町村の職員などは特に国の公務員、県の公務員と比べて、特設手当だけではなくして、給与水準も低いわけですよ。そういう状態の中で、少なくとも特設手当について支給してほしいという声がある。市町村の理事者がそれに対しては、確かに低いんだし、国や県の職員とも違ふのだといふことになつて、それは給与ベースで解決するのが筋だと言へば給与ベースで解決するようにしましうが、特設手当で当面解決しようと思われれば、それは法に定められているものなんですから、自治省は干渉する筋合いではないのでしよう。どうなんですか、干渉するのですか。

○林(忠)政府委員 やはり何らかの給与改定の措置をとりますときに、たまたまそこに、ある名前の手当がある、その手当の名前でやろうといふことがあることはしばしばございまして。特殊勤務手当などというものは、たとえばその手当の内容について、勤務が非常に不愉快であるとか不衛生であるとかいふことをどう評価するかということによつて、金額はその団体でおきめることはある程度自由な幅があるわけでございましてけれども、特設手当というのは、先ほどから御説明いたしましたとおり、一つの給与体系の中で、一般はこれだけのけれども、ある非常に不便なところ、遠いところに対して積み上げようという趣旨の手当でございまして、名瀬市なら名瀬市、市

ぐるみが奄美にある場合に、市の職員全部に手当を支給するという性格のものではないわけでございます。やはり給与の改善は必要でございます。し、勤務意欲を向上させるためには財政上許す範囲で、あるいは地元の民間の給与等も考えまして、均衡をとりつつできるだけ御努力をしていただくのについては自治省は何ら干渉するものでもございませぬけれども、市ぐるみ特手手当というのはどうも特手手当の性格に合わないで、これは適当ではないのではないかと。御相談を受ければ私はそういうふうにお答えせざるを得ないものでございませぬ。

○小川(省)委員 あなたの方で、違法ではないが適当ではないということであれば、少なくともそういうことであれば、特手手当に見合うべき部分を別な方法で支給をするならばよろしいんだ、給与ベースでやるのが望ましいんだということに理解をしますが、反論があったらやってくたさい。

○林(忠)政府委員 筋としてそういう筋であるべきだと存じます。

○小川(省)委員 はい、わかりました。いいです。

そこで小笠原についてちょっと伺いたいと思うのであります。

小笠原は千四キロ東京から離れているわけでありまして、空港設置が小笠原復興計画の中でかなり問題になって、調査費等もかなりつっ込んだようでありまして、具体的にはなかなか空港設置が実ってこないようであります。その経過についてはどうなっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○林(忠)政府委員 あれだけの遠い島でございませぬし、途中飛び石伝いに行くようなものもほとんどない。八丈島から先——東京から三分の一のところに入八丈島がありますが、あと三分の二に当たるところはべた一面海でございまして、まさに、現在の社会におきまして航空路の確保ということ、小笠原の復興なり産業の振興なりに必須のこと

であると考えておる次第でございませぬけれども、これに対して空港をつくらんと、やたらに節度のない観光客その他も入ってきて島の自然を荒らすというふうな意見もあるようでございませぬが、確かに御指摘のとおり、復帰して五年になりましたが、それについてはかばかしく進んでおられないのは事実でございませぬ。そういういろいろな意見の交錯、それに加えて地理的な条件が非常に悪くて、よそにつくる場合の十倍もの経費がかかるべきところへつくる場合の十倍もの経費がかかるというふうな財政上の障害もございませぬ。それにしても、まず先決の空港をつくるかつからないかというところでこれに關係する人たちの意見がなお一致を見ないという点が、この問題があまり進展がはかばかしくない原因ではないかと存じます。最初申しましたように、やはり足を確保することだというのはあつた地域については絶対大切なことだという認識をわれわれのほうは持っております。今後ともそれに即して進めてまいりたいと考えておる次第でございませぬ。

○小川(省)委員 かなり空港の開設というのは金がかかるのだらうと思うのですが、あれは兄島でしたら、兄島にやっているとすね。それで実際に小笠原諸島の中に硫黄島が含まれているわけですね、ちよつと離れていますが、硫黄島にはおそろく米軍が飛ばした三千メートルの滑走路を持つた飛行場があると思うのです。これを使えるのか使えないのか。

それと、小笠原諸島の中の硫黄島には遺骨収集の問題があると思うのです。それと不発弾処理の問題があると思うのです。これは現在までにまだ済まされていないようでありまして、完全に硫黄島の遺骨収集と不発弾の処理をこの計画の最初にやったりやってもいいかと思うのです。これは今度の計画の中に当然入れていただけたらと思うのですが、いかがですか。

○林(忠)政府委員 硫黄島も小笠原のうちでございますけれども、御承知のとおり、硫黄島自体から小笠原の中心をなす父島、母島、これがまたた

いへんな距離がありますので、現在硫黄島にはおつしやるようになりつぱな飛行場がございませぬけれども、これが民生の安定上、それを使つて小笠原に行くという面ではほとんど役に立たない。硫黄島からさらにヘリコプターを飛ばして行つて帰るような方法をやらなければならぬ。しかもヘリコプターは輸送力が限られていて、いろいろなことで、どうしても小笠原の兄島なら兄島に飛行場をつくるということが小笠原の中心部の復興にはぜひ必要なことだと存じております。

そこで硫黄島の問題でございませぬが、いまの遺骨収集、これは厚生省のほうにお願いしてやっていたらいいと思ひますし、引き続きやつてまいらなければならぬと思ひます。さらに不発弾処理というのも大切な問題でございませぬが、それに加えて一つの問題は、地球の火山活動というのがなお硫黄島にはたいへんございまして、あちこちから湯気がふき出してゐる。爆発はないけれども、島が何かに隆起したり陥没したりするというのがなお活発に繰り返されておまして、言つてみればいつ爆発するかわからぬ。これはだれにもわからぬこととございませぬけれども、最近硫黄島のすぐ近くでまた海底火山爆発があつたようでございませぬが、そういう危険性というものがございまして、はたして不発弾を完全に処理し、遺骨を完全に収集しても、あそこ直ちに安心して帰島する人たちが帰せるかどうかという点にまだ多分に一抹の不安がございませぬ。同時に、不発弾と申しましたも、これは島の重さに匹敵する、でもないかもしれませぬけれども、たいへんたくさん鉄を撃ち込みまして、これがまことにたいへんな事業量があるというところとございませぬし、遺骨のほうももう前から厚生省にお願いしておりますが、まだそういう火山活動とか不発弾というものがあつて危険で、進捗もはかばかしくない。そこで、これは今回五年法律を延長しきまして、この五年でこれらのうちの何分の一が片づくかという点では非常に見通しが暗いわけとございませぬ。ただ、暗いからといってほうつておくわけにはまいりませ

んの、できる限りの努力は御指摘のように続けさせていたきたいと思ひますが、前途、近い将来にという見通しは非常に苦しいのが硫黄島の現状でございませぬ。

○小川(省)委員 確かに小笠原は遠いし、いま言われるように航空路をいまこれからというのはいへん多額の金がかつてまいりますからたいへんだらうと思ひますが、現在、急病者が出ますと自衛隊の飛行機を使つていませぬ。ところがあれを使つても二十四時間かかるというんです。自衛隊が演習しているのを呼んでくるわけですから二十四時間かかるというんです。そういう意味では何らかの航空路の開設が必要なんではないかと思ひます。これは多額の金がかかることですから検討していただきたいとして、ではなぜ急病がこちらに来るかといへば、診療所はあるわけですが、ところが医師が三カ月交代というやうな形でなかなか定着をしない。そういう中で、ちよつとした手術になればこちらに飛んでくるといふことになるんですが、医師等が定着するように、診療所があり医師等がいるわけだけれども、交代制の勤務なんというのを、手当等でカバーして、もうちよつと長く何とかならぬものでしょうか。

○林(忠)政府委員 現在母島のほうは、外科のお医者さんが定着した方がおられるようでございませぬ。父島はいま御指摘のような状態でございませぬが、何よりも人命というものは大事なものでございますので、御指摘のような点、十分体して対処してまいりたいと存じております。

それらに関連いたしまして、定期航空路というのか、YSぐらひは着けるような——YSは航続力の関係でむづかしいそうでございませぬが、とにかく定期便が飛べるような飛行場もどうしても必要だ。人命に關係してだけでも必要だと思ひます。現実にはその飛行場の問題が、調査費は来年もつけまして調査はずつと継続してまいりますけれども、まだ十分に煮えてまいつておられないというのを非常に残念に思つております。

○小川(省)委員 小笠原の最大の問題はやはり船だと思ふのです。現在小笠原海運が入っているわけですが、二千六百トンくらいの船で五百人くらいは乗れて三十八時間かかるというのです。おそれるこれは古い船なんだろうと思ふのです。週一往復なんです、三十八時間かかるのを、新造船にすれば快速で二十七、八時間くらいまでにはできるというふうには言っているわけですね。最近、船も値上がりしているわけですが、何とか小笠原の復興計画の中で快速の船に入れかえて、現在三十八時間かかっているのを少なくとも二十七、八時間程度に短縮をしていく必要が小笠原についてはあるのだと思ふのですが、この辺について、今度の新しい計画の中でこのようなものを織り込んでいかれるような意思があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○林(忠)政府委員 必要性については全く先生の御指摘と同感でございます。技術的には十分可能な問題だそうでございます。二十七日時間から二十四時間くらいにするということは技術的には何ら支障はないそうでございます。そこで問題は結局採算ベースの問題です。そうすると、採算ベースに合わない場合に、これに対して国なり東京都なりからの補助を出すかどうか、そういう問題の解決が必要なのわけです。現在、東京都はこれについて相当深い関心を持って検討を続けておるそうでございますので、新しい計画を定めるまでには何らかの結論が出てまいらると思ひますが、ぜひそういう方向にして解決をはかってまいらなければならぬ問題だと心得ております。

○小川(省)委員 いままでも、小笠原の復興計画の中では東京都に国がかなりおんぶをしてきておるわけですね。東京都からこそあのようにな形になったのだと思ひますが、この船についても東京都におんぶをするということではなくて、こういう特別措置法を制定して国が本腰を入れるということであるならば、これらについても、東京都とタイアップじゃなくて、東京都にも若干あれすることはけつこうでしょうが、やはり国が責任を持つて、少なくともそういう二十数時間で行けるような状態になるように、この復興計画が公布をせられたらしたならばこれは計画の一番基本になるようでありまして、ぜひその点を強く要請をいたしておきたいと思ひます。

○伊能委員長 午後一時十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時二十一分開議

○小山(省)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長の職務のため、委員長の指名により、私が内閣提出にかかる奄美群島振興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、おはかりいたします。本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山(省)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選及び出席日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小山(省)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○小山(省)委員長代理 本案に対する質疑を続行いたします。多田光雄君。

○多田委員 この奄美、小笠原の法案を審議するさなかで、私も奄美に初めて行ってきたわけですが、実際にこの目で見て、本土と奄美との格差の

あまりにも大きいことを、車で走りながらあるいはまた住民生活を見ながら痛感させられたわけですが、私、奄美について特に中心にお伺いしたいと思ふのです。

復帰後二十年たちました。そして六百億に達する投資がされているわけです。あの小さい島としては決して少ないとはいえないと思ひますけれども、なおこれだけの大きな格差がある主要な原因は何とお思ひになるか、この点まず大臣にお伺いしたいと思ひます。

○町村國務大臣 私は、残念でございますけれどもまだ奄美群島へ参つたことがございません。したがって、委員各位のように最近お出かけになりました方に私がお答えをするのはいかかかという感じがいたさないわけでもございませんけれども、何とかも台風の通路に当たつておるというようになくあいて、たいへん自然条件というものが恵まれていないところではないか。さらに米軍によります占領治下にあつて、復興ということが必ずしも十分にできなかったのではないかと。むしろかなり荒らされてきたというのが占領時代の姿であつたのではないだろうか。ことに、承るところによりますと、主産業は昔からの大島つむぎとサトウキビだけである。そういった産業構造自体もまことに旧態依然たるものであつて、新しい産業が取り入れられるというようになかなか思ふように入らないのではないのか。したがつて、若い人たちがもうしてもこの島を捨てて他の地域に移つていく、そういうようなことで、そういう条件が悪いのに、中心になる働き手というものがあつたからだんだん出ていくというようないろいろなことが重なって合つておるような感じがいたすのであります。

復帰後は今日までずいぶん、いま御指摘にもございましたように、あるいは復興のため、あるいは振興のためと称して相当ばく大な国費は投入されましたけれども、本土もまたこの間に相当の発展をいたしておりますので、その格差は依然として解消するに至っていないのではないかと。私どもも報告を受けながらそういう感じを深くいたしておるのであります。このたびの法律の改正等にあたりまして、特に奄美群島の開発といったような考え方をこの中に導入するに至りましたことも、そういう格差を何とかすみやかに解消することに一その力を注ぎたい、こういうことでのこのたびの法案の提出ということになった、この私承知しておるわけでありまして、

○多田委員 この法案の趣旨説明のときのお話、さらにまた局長の補足説明、この補足説明にこういうことばがあるんですね。「郡民所得の水準も、鹿児島県の一人当たり県民所得の水準に比較して昭和四十六年度は八七・一%にまで到達しております。」私これを読みましたときに、非常に住民感情と違つた表現だなというのを感じたのです。ここまでは私はきかめて第三者的といつていいか、つまり、いま大臣も述べられましたけれども、確かに遠隔の地であり、不便なところである。地理的にも遠隔な沖繩のほうに幾らかいい、こういうことになるわけですね。そういう自然条件といふのはこの百年、二百年でできたものではございません。これに対する国の施策はやはりここに力点を置いて考えないと、雨が降つたら天気が悪いというのと同じ理屈になつていくんじやないかというふうに私は思ふのです。実際に現地へ行つてみますと、本土との格差はもとより、沖繩——この沖繩も本土と差があります。これとの差にすれば憤りを持っているというこの住民の感情に、これはふさわしい表現ではない。あくまでもその格差を至急に埋めていく、そういう積極的な姿勢がやはり欠けているのではないのか。ここに一つの根本の問題があるんじゃないか、こういうふうには私は思ふわけです。

そこで、実はいま大臣も開発の問題をお話しになりました。今度のこの改正案によりまして、振興のほかに「開発」ということばがつき、さらにこれは国総法との関係ということも位置づけられているわけでありまして、国総法それ自体がどうい

う法律なのか、そしてまたそのねらいは何かというところは前回の国会以来いままお決着を見ないところであり、これは野党がこぞってそれに反対しているという、いわばいわくつきのものであるわけです。しかしながら、いずれにしてもこの国土総合開発、これは皆さんどうお思いになるかわかりませんが、田中総理の列島改造、たとえスローダウンしたとしてもこれを法律化したものと私は思います。そういう国土総合開発という名のものと、国総法あるいは列島改造の中に組み入れられていくことをだれしも感ずるわけですから、したがって、いま大事なことは、この開発のあり方、特に占領下で非常にひどい目にあつた、そしてまた本土の国民よりもはるかにおくれてスタートをしたがら十分に足腰を強められなかつた、その差がある、ここにもし従来のような開発が持ち込まれるならば、幾ら法の一部で私どもがこれはよろしいと思うことがあつたとしても、結果としてもっと格差を大きくしていく、過疎過密を激しくしていく、そういうおそれがありますので、くどいようですけれども、私、開発の問題についてひとつお伺いしたい、こういうふうに思うわけですか。そこで、この開発についてどういう点に基調を置かれるのか。この点、説明にもございましたけれども、もう一度伺いたいと思います。

○林(忠)政府委員 わが国全体の基調の上に立つた開発、あるいは先生のおっしゃいました列島改造、国土総合開発のうちでどういう位置づけになるかというとは別といたしまして、奄美自体については、午前中にも御説明申し上げましたとおり、七年間の行政分離のおくれを取り戻すために、道路その他の公共施設の整備にまず力を注いだ、それから島民の所得水準、生活水準の向上のための産業の振興にも力を注いだということ、この二十年間やってまいりましたが、なおそれでさえ格差を埋めるに至らない。しかも、いま御指摘のように、あとから返ってまいりました沖縄が、これは苦勞してきた時代は非常に長いのでございませうけれども、地理的、あるいは那覇という都市もございまして、あそこ自体の生産力その他において奄美をさらに上回つておつて、おくれを復讐してきた沖縄にさへさらにおくれおつて、この地域につきまして、やはり島民の所得水準を上げ、生活水準を向上させるための開発というのは必須であらうと考えるわけでございます。そこで今回の法律にも、従来の振興に「開発」という字を加え、その点への前向きな姿勢を示したつもりでございますが、この開発の基本理念と申しますか、新しくつくられます振興開発計画の主たる基調は、まず、従来やってまいりましたけれどもなほ足りない交通、通信、こういった生活関連の基盤の整備に重点を置くこと、これが一つ。それからいま申しました所得水準、生活水準を上げるための産業の振興ということが、これは大事な柱になると思つて。しかもこの産業の振興として、従来ありますサトウキビ、それからつむぎ、この二大基幹産業への努力の集中はもとよりでございますけれども、これだけではやはりいろいろな悪条件を克服して本土並み、鹿児島本土並みあるいは沖縄並みといったところまで上げるにはまだどうしていいかわからないであらう。

「(小山(省)委員長代理退席、委員長着席)」
おそろくここにさらにもっと新しい産業というものを導入しなければならぬ。その場合に、午前中にもお話がございましたが、観光という産業、これはまた地元にとっては非常に有望な産業でございます。観光というものの導入にも力を注いでまいりたい。さらにその産業構成をより高度なものにしてまいりますために二次産業、三次産業とこの辺を主体に考えてまいるのが新しい振興計画の基調であらうと考えます。ただ、観光は別でございますけれども、さらに新しい第二次、第三次の産業を導入する場合、自然との調和あるいは公害の問題、そういう問題をすべて解決して、その上で地元の御判断に基づいてそういうものを進めていくというふうな慎重な態度が必要であらうと存じます。そういうことも新しい計画を立てる場合の重要な柱と申しますか、配慮すべき項目として考える必要があらう。まあ一口に申しましてさように考えております。

○多田委員 確かに過去の投資によつてまだ完全に舗装された道路はございません。舗装されていらないといつても、道が切り開かれました。それから千トン以上の船が入る岸壁もできたことはこれは事実でございます。さらにまた飛行場もできた。私はこういう点で全くゼロであつたということでは申しませんが、それなりの効果があつたと思つて。しかしなほお政治が対象にするのは、もちろんそういう基盤整備ではありますけれども、それを享受するその住民の生活はどうであつたのか、そこに生きていることに喜びを感じてゐるのか、ここが一番大事なことであらうと思つて。そういう観点から私見ますと、たとえば、確かに生産の設備、これは一定の前進を見たと思つて。生産力もある程度前進したと思つて。ところがここ数年、中心的なサトウキビの作付面積が減つてくる、生産力も若干落ちてくる、そしてまた農業をあきらめて離農する人が非常にふえてきておる。つまり過疎化の主要な階層が農民ということになつてきているわけですね。そして若年労働者が沖縄なりあるいは本土のほうに渡つてくる。こういうことで、いつとき上がつてきたけれども、これがまた下がつてきている。一体これをどう見ておられるのかという問題があります。それから私、数字を現地へ行つて見ましたら、生産が伸びておるのは大島つむぎぐらいのもので、すね。あと観光客が多くなつたということ。この大島つむぎは何であるか。だれがさえておるのか。これは、御婦人は出かせぎできません。ですから織り子になるとか、あるいはまた農家の旦那が出かせぎに行つた留守に主婦が、これが聞きまして朝八時から、おそいのは夜の九時、十時まで、子供を保育所、学校にやりながらつむぎを織つておるわけです。また率直に言いますと、奄美の経済をささえているのは婦人だと思つておるのです。だって奄美の生産の三〇%近くをあげておる、二百二十億ですか、これは大島つむぎなんです。

そこで私お伺いしたいんですが、一体ほんとうの開発とは何か。確かに私は道路も必要だと思つて。港湾も必要だと思つて。しかし重要なことは、大島つむぎが奄美に発展してきた、サトウキビが奄美に定着してきたというところは、やはり何百年という長い歴史と伝統、気候、風土、その中から生み出されてきたものなんです。一朝一夕にできたものじゃないのです。このことを基盤にして発展させることでなくして、他から石油コンビナートとか何か持つてくるならばその地域の経済が発展するといふものではないだろうと私は思つて、過去二十年の開発の中で過疎化が進行していったという苦い経験からも私はそのことを考えるを得ない。

そこでひとつお伺いしたいのですが、大島つむぎの振興にいままで国費としてどれだけの金を投ぜられたのか、それは国費の何%を占めているのか、これを伺いたい。

○林(忠)政府委員 従来の復興特別措置、振興特別措置におきまして、道路、港湾、そういった公共施設の整備、それとあわせて奄美の主産業たるつむぎに対していろいろな施策を講じてまいりましたが、いまちよつとその数字のパーセンテージは手元にございませんので、後ほど計算をして御報告申し上げることにいたします。

いずれにせよ、すべての産業なり生活水準を上げるための基盤になる公共事業、これらは従来の復興、振興計画で主力をなしてまいりましたことは事実でございますし、それから産業の振興では大島つむぎとサトウキビ、この二つの基幹産業にばかりして相当な施策をやつてまいりました。国費のほかは融資措置その他いろいろな措置を考えてまいつておりますが、あるいは立ちおくれしております公共施設の整備のほうに従来国費の主力

がいつておったことはおそろく違ひのない点であると存じます。

○多田委員 きょうは地方財政のこまごましたことを聞いているのじゃなくて、奄美、小笠原の問題ですから、しかもこの奄美の一番大事な産業の問題、こういうのは来ているどなたかがすぐ答えるようにしなければ……。だからそこに私は問題があると思つておるのです。つまり、目のつけどころがやっぱりどこか違つておると思う。たとえば四十九年度の、今回の皆さんのおつくりになつた予算案を見ますと、大島つむぎ、観光開発として出されている総額は六千七百二十六万、これは七十五億六千七百七十七万と総事業費の中におけるこれだけです。そして国費は二千四百万円です。そのほか公庫からもこれは一定のものが出ると思つますが、しかしながらわづかこれだけなんです。しかも、これだけの金を投じている大島つむぎが実は奄美の産業経済の大黒柱だといふことです。ここに私は一つ問題があると思つておる。

私はきょうは時間がないので、はしょつてもう少し先へ進めたいのですが、この大事な大島つむぎの問題で、私はどうしてもひとつ皆さんにもつとこれをめんどろを見てもらわなくちゃいかぬと思つのですが、さらにいま大きな問題は何かといふと、これは大臣もお聞きになつておるかと思つますが、韓国産のつむぎがいま入つてきている。これは現地へ行きまして、もう与野党の議員さんみな見て知つておるのですが、韓国のつむぎ輸入反対の立て看板が立つて、せんだつては四千人からの業者、関係者が集まつて反対の集会を開いているわけなんです。これも現地へ行つて私は驚いたのですが、つむぎの生産に当たっている者は全群島で一万五千人だそうなんです。そして就業人口の五人に一人がこれに係つておる。そして名瀬市では働く人の三人に一人、関連する三次産業人口を加えると、島民のほとんどが何らかの形でこの大島つむぎの生産にかかわつておる、夫なり妻なり子供なりが。こういう重要な問題なんです。

す。ですからこの韓国産の問題については重大な関心を払うのは当然なことなんです。

そこで伺いたいことは、これは通産省ですが、韓国産のつむぎの輸入量は幾らなのか、これをひとつ反て言つてくれませんか。私は平方メートルなんかで言われるとピンとこないのです。わからなければメートルでよろしいのですが……。

○田口説明員 申しわけございませんが、平方メートル単位の統計しか持つておりませんので……。

大蔵省通関統計によりますと、絹織物の輸入統計の中で、つむぎ類、実はこれは羽二重を含めた数字になつております。これは四十七年の十一月と、昨年四十八年の十一月、両方数字を申し上げたいと思つます。四十七年十一月でございまして、羽二重、つむぎ類等輸入全体で一千二百五十五平方メートル、うち韓国からの輸入が四十九万八千平方メートル。それから昨四十八年十一月でございまして、羽二重、つむぎ類等輸入全体で二千五百八十八平方メートル、うち韓国からの輸入が百十七平方メートル。概略でございまして、全体の輸入の約四割が韓国からという見当になつております。

○多田委員 大島つむぎはいつときかなり高値をしたといふことですが、まあ現在もわれわれ庶民にとつてはとつてこれは手に入る値段ではないのです。しかし現地へ行つてみると、売れ行きは鈍つておる。そしてまた好転のきざしがない。さらにまた、いま当面する悪性インフレ、それから石油危機、こういう問題で日本経済が混乱している。こういう中で中小企業あるいはその他家内工業に對しているろなしな寄せが来つておるわけですね。いまメートルで言われましてけれども、私は数千反と聞いているのです。反に直しても、現地ではたぶんそれぐらいだと思います。数千といつても四千もあるでしょう、五千もあるでしょうが、かなりの量です。奄美で産業計画、経済の目標を立てて、達成していつておるのは大島

つむぎぐらいですね。三十万反にようやくいま達しようとしておる。これが深刻な打撃を受けておるわけなんです。

そこで伺いたいことは、この韓国産はどういう経路で、どういう商社の手を通じて入つてきているのか、それを教えていただきたい。

○田口説明員 恐縮でございまして、具体的にどのような企業がどういふ経路で入れているかにつきまして、現在資料を持ち合わせておりません。

○多田委員 昨年十一月の韓国袖第四次調査団の報告でも、奄美や鹿児島から韓国に原料が流されている。それから国内の優良業者のリストも出ておるのです。知りませんか。それから加工技術者も韓国に行つておるのです。そして輸入している業者は、これは韓国での和製絹織物生産の推進力になつておる三井物産、丸紅、伊藤忠、こういう大商社なんです。これはあなた方がわからないといふはずはないのです。しかもこれは現地の合併会社をつくつて、染色、織り、それから縫うことまでできる生産加工基地をつくつて、日本の技術を移植する。そして現地の安い労働力で、いわば日本から見ればにせのつむぎを量産してこれを逆輸入しておるのです。こうしていま日本の伝統産業に甚大な脅威を与えておるというのです。韓国は韓国でまたこれに五カ年計画をつくつて和製の推進をしておるわけなんです。

そこで私伺いたいのですが、これは局長、大臣にお伺いしたいのですが、日本の伝統産業について、これはすでにいま与野党でも議員立法の伝統産業を守るといふ法案がかかつております。ほんとうに伝統産業を守つていく、そしてあわせて、日本の国土であり、苦勞してきた、これに携わつておる奄美の住民の生活、営業を守つていくという意味でどういふ対策をお立てになるのか、これをひとつ伺いたいと思つます。

○林(忠)政府委員 現在地元のつむぎの仕事に携わつておられる方が韓国の問題について非常に脅威を感じていらつしやるというのは、昨年この

法案の準備のために私参りましたときも痛切にその声を伺つております。事実たいへん心配をしておるわけでございます。しかし、国際的にこれをどう防ぐかという対策は、どうも私のほうではいまだところ直接立てるひまもございせんし、それはさらに日本の産業保護の問題として政府全体で取り組んでいただくつもりでございまして、これに對して、地元の品質を高め、コストの低下をはかり、競争力を強めて對抗するという方策に精を出さしか私のほうとしては現在ございせん。

そのためにこれらの技術の保存とか、あるいはこれらの仕事に従事される若い御婦人の方の健康管理の問題、そういったものを高めていくためのいろいろな施策、まあ来年度の予算ではつむぎセンダーというものををつくるための補助もわずかながらでも計上してございまして、そのほか基金からの融資措置その他で、できるだけ地元の方の競争力を高めるための施策を展開してまいることと考えておる次第でございまして。

○多田委員 私は局長のいまの御発言、お役人としてはもつともな発言なんだろうと思つが、それは伝統産業を守ること、奄美の大島つむぎを守ることもできないですよ。現実に東京の村山つむぎ、これも伝統的なものでした。これは韓国からの輸入品で圧倒されてしまつた。そしていまこれは大島つむぎをやろうとしておる。それはなぜか。安い労働力でしよう。しかも韓国の場合は国策としてこれを目標をきめてやつておるわけなんです。五カ年計画をきめて。しかも関税の上でもいろいろなめんどろを見てもらつておる。こういうことで一体太刀打ちできると思つますか。競争力を強めると言つておるけれども、国がこくわずかな投資しかしないで、援助をしないで、働く婦人の長時間の労働にまかせて、そして非常に不明朗な流通経路、つくつたところの何倍もつて東京のデパートで売られておる。こうしておいてはたしてこれが国際的な競争に勝つておるのでしょうか。それを、私の担当でないからと言つて逃げるところは、私はいまの政府がほんとうに住民の生活を

守っていく、伝統産業を守っていく、そういうものを基盤にして開発するという政治姿勢に欠けているからそうなのですよ。安ければ何でもいけるというところになってしまっている。

しかも、聞くところによると、これは私現物を見ていまして、通産省にあつて調べてもらいたいが、私も現物をいまして、向こうから来るつむぎにはたいへんまやかしがはいつているといふこと、あたかも国内産であるかのごとく。これは現地の業者から何人も聞きまして、メイド・イン・コリアと書いてあるそうです。これがいつの間にか日本の国内へ来ると消えてしまつてゐる。その現物をさがしに私一晩かけずり回つたのですが、手に入りませんでした。何人の業者からも聞きませんが、これは調べてください。

ですから、私はこういう点で、われわれが税金から六百億円以上の投資をしてきて、基盤整備をつくつてきて、それはそれなりの成果をあげてきている。しかし、より根本的な、住民をささえているこの大島つむぎを進展させていくためには、私は一つはもとと国がめんどうを見てやる。そして、たとえば後継者や技術者を残すようなそういうセンターを、乏しい鹿児島県にまかせると、国が援助してやるということ、あるいはまた老齢の職人に対してどういう措置をとるか、こういうことをしなければ、日本の伝統産業は一片の法律ができたからといって守れるものじゃないですよ。

それからいふ一つの問題について言いますと、国内のそういう製品を守るといふ上で、やはり輸入関税の引き上げの問題とか、あるいはまた原産地の表示をきちんとさせるような法律もつくる。こうしていかないと、大資本にのみ込まれて、やがて伝統産業が破壊されるだけじゃなく、住民の生活すらも失われていく、こういうことになるわけですね。こういう点についてひとつ積極的な御意見を、私は大臣にお願い申し上げたいと思います。

○町村国務大臣 私も奄美の将来の発展というところをいろいろの角度から、関係者の話を聞きながら考えさせられたのでありますが、やはりいまもお話がいふに及ばないけれども、産業といふものはなかなか一朝一夕にしてはなかなか発展できるものではない。やはりその地に長年定着をしておる産業といふものが、その地域には何といつても一番適した産業である。したがって、奄美大島におきましては何といつても大島つむぎが最大の産業であり、また最適の産業であるように私も思います。いろいろ最近そういった新しい困難な問題が起きておるといふことになってまいりました。将来もし奄美群島から大島つむぎが著しく衰退をするといふことになってまいりました。かわるべき産業がそんなににわかには成長するとは私は考えられない。だといふことは、いかに私どもが種々の基盤を整備してあげても、そこに産業がなければ地域住民は生活していくことができないといふことになることは当然であります。

ので、いまお話がございましたが、奄美の大島つむぎの振興発展のためには、かなり広範囲にわたる各種の振興対策といふものを進めていかなければならぬ情勢に最近近づいてきたのではないかと、かように私は判断をいたしますので、いま御指摘になりましたようなことも含めまして、さらに抜本的な振興対策をひとつはからせるといふことに私も一そう力を注いでまいりたいようにいたしたい、こう考えております。

○多田委員 ぜひひとつそういう方向で努力していただきたいというふうに思ふのです。通産省のほうも、石油が幾ら入った、これも大事ですよ。しかしそういう日陰にある産業、とりわけ日本の民族の心を伝えておるようなこの伝統産業、そこにこそほんとうに生産の苦しみがあるのです。そういう人々をほんとうにどうやって守つてやるかという立場からやはり目を光らせて、そういうまやかしのものが来た場合には厳然とした態度をとるといふことをひとつ貫いてもらいたい、こう思ふます。

さて、もう一つ、サトウキビについて伺いた

これは大島つむぎに次ぐ地場の重要な産業ですが、これはまた最近たいへんなことになってきてい

○本宮説明員 お答えいたします。いま御指摘のございましたように、奄美におきま

○多田委員 機械化はこの数年一定の前進をして

に、大事なことは、生産も上がるけれども、上げた農民の暮らしがどうなのか。農業をやつていきたいという、住民がほんとうに農業に愛着を持

です。私はこの場合でも大事なことは、現地の農民が何を一番強く望んでいるかといふこと

ですから、問題は農民がどうなのかといふこと

なんでしょう。一番農民の訴えているのは、これは

なんでしょう。一番農民の訴えているのは、これは

を上げてあげるといふことをひとつ努力してもらいたい、こういうふうに思います。これはこれで終わりたいと思います。

次に、私は開発の問題でも一つ大きな問題に入るのですが、このように伝統的な農業、伝統的な大島つむぎが危機を迎えたり、困難を迎えたり、それに積極的に政府が援助をしないで、開発をやって波及効果を強めると言っても、その波及効果論というのはもうすでに水島の例でも、至るところのコンビナートの例でもこれははっきりしておるのです。

そこで、いまその波及効果でもう一つ大きな問題になっておるのが例の東亜燃料の石油基地の問題です。あそこは世界最大といわれる日五十万バレルの石油精製基地を、これはエソンから資本の入っている東亜燃料がつくる計画で土地の買収や調査をいま始めてきているわけですね。そこで私は何うのですが、この間、保岡委員の質問に対して、まだ通産省としてはこの認可を出していない、正式の審査もしていない、こういうふうに言われたし、すでにも昭和五十二年までの計画についてはこれは石油審議会の答申も得ている、ただしこれはまだ許可してないという話でしたけれども、正式にこれは通産省として何にも聞いておりません、この計画について企業の方から、

○松村説明員 先生いまお話しがございましたとおり、石油審議会のほうに對しまして東亜燃料から設備増設の申請といったようなものは一切まだ出ていない段階でございます。

○多田委員 ちよつと最後のことを聞き漏らしたのですが、ちよつともう一度言ってくれませんか。

○松村説明員 もう一ぺん御説明いたしますが、先生いまお話しがございましたように、石油審議会のほうに東亜燃料から本件についての増設計画という申請は出ておりません。

○多田委員 正式の申請は出てないということは前回も聞いているのです。そういう話をうちうちでもってしてないかということをお聞きしておる。

○松村説明員 東亜燃料が奄美大島に進出の計画を持てているということについては承知をいたしております。

○多田委員 承知しているということは、東亜燃料から聞いたということですか。

○松村説明員 さようでございます。

○多田委員 それでよろしいと思います。というのは、これは現地の二月十日の新聞を見ますと、二月八日に名瀬市内某ホテルで東亜燃料株式会社調査室、千木良次長と会い、次のように言っているのです。最後に、「枝手久工場は数年前に石油消費見直しをたてたうえでその設置は必要であつたと内々に承認を得ているものである。当時、枝手久島とは決まっていたが東燃がどこかに工場を持つことは国内の石油消費の伸び率に見合わせて決まっていた、このほどの通産省の規制方針にふれるものではない。こう書いてあるのです。これは事実と合っているかどうか。もし違っているとすれば、それはあとではっきりさせる必要があると思うのだが、しかし少なくとも通産省はもうこれは事前に知っていたというふうに了解してよろしいですか。

○松村説明員 ただいま答弁いたしましたように、正式の設備申請は出ておりませんが、私も、私も東亜燃料が枝手久島に進出の計画を持っているということとは東亜燃料から伺っているところでございます。

○多田委員 そこで実は昨年の四月、衆議院の公害の委員会でも同僚の木下議員がこの問題について、特に公害を中心にして質問をしているのですが、そのときの通産省の、政府側の説明はこうなんですね。一番の基本は、つけるかつけないかの基本は、つまり通産省が承認するかどうかの基本的なものは住民の意思の問題だ。正確にこれを讀んでもいいんだけれども時間がありませんので……意思の問題だ、こう言っているのです。それからこの間の保岡委員に対する回答では、企業の申請を承認するかどうかの前提は、土地を入手しているかどうかということも大事な要件だといふふうに言っております。しかし何と

いっても一番大事な問題は、地元住民の多数の賛意を得られるかどうか、こういう問題だといふふうに言っておりますけれども、地元の宇検村、それからあそここの島全体、この反対運動の実情というものを知っておりますか。

○松村説明員 概略については私も存じております。

○多田委員 概略ではなくて、具体的に知っている点を言ってください。

○松村説明員 詳細にと申し上げるほどではないかもしれませんが、ある程度は具体的に存じております。

○多田委員 ある程度は具体的に知っていると申すけれども、その具体的なことを聞きたい。――それは私のほうから申し上げましょう。宇検村はまづ二つに意見が割れています。そして、いまあの南のところが国定公園になりましたね、その国定公園を守っていくということ、漁民や農民を含めて、昨年の十月から東亜燃料がダム建設の、これは工業用水が要するのでその調査にかかっているのだけれども、その調査隊に対して、昨年から正月をはさんで、数名の農民が出て望楼の上から監視しているぐらいなんです。私が会ったあそこその会長さんやその他は、もしあそこを基地にするならば、文字どおりわれわれは沖繩の県民に負けないような戦いをやる、こうまで言っているのです、地元自身がです。それからあの奄美大島の十四市町村、この中で反対決議をしている市町村が九つまであるのです。あと五つはどうなのか、態度を表明していません。態度を表明してほしくないけれども、せんだって奄美の市町村議員の年に一回の集まりの中で全会一致で反対決議をしているのです。住民が石油の基地に對して反対している、こういう実態を知っておりますか。

○松村説明員 大体において存じております。

○多田委員 それからも一つ、これを伺いたいのですが、先ほど言ったように、石油基地をつくる場合、政府、通産省の許可が必要ですね。もちろんこれは正式には通産省にまだ出ていない。これも私は承知しております。しかし、いまだにこの東亜燃料は、自分の工場を使う工業用水のダムの建設の調査から土地の買収にまで入っているわけですね。それに動揺した地主もいます。しかしあの島の大半の、一番大どころを持っている地主たちは、これも私は現地で会いましたけれども、これはノーと言っています。ところが土地の買収は進んできている。私はいままでのコンビナート、大規模開発の窓口を見るとみんなそんなんです。最初に関係官庁、政府の内諾を得る、土地の買収が始まって、そしてそのつぎにならない土地と

住民を根こそぎに押していくのです。そういう意味でいまこの東亜燃料が土地の買収や調査をやっている。こういう実態に對して通産省としていまだういふ態度をとっておりますか。

○松村説明員 通産省といたしましては、いま先生がおっしゃったような地元の問題が相当深刻なものがあるという判断に立ちまして、会社に対しては今後とも十分地元とよく話し合いを進めていくように、一方向的な進め方をしないようにという指導をいたしております。

○多田委員 それはいつそういう指導をしましたか。いつごろですか。

○松村説明員 日にちまではつきり覚えておりませんが、私が精製流通課長になりましたのが昨年の十月の中ごろでございます。したがってそれ以降ということでございますが、それ以降すぐでもございませんでしたから、おそろく年末から年始にかけてのころではないかというふうに存じております。

○多田委員 それに對して東亜燃料側は何と言いましたか。

○松村説明員 その点については十分配慮していただきたいという趣旨の語でございます。

○多田委員 その十分に配慮すると言った十月ごろから、今度はその工場用水取得のための調査に

入っているんです。つまり、これは、言うならば、通産省の言うことは表で聞いているけれども、裏でやっていることは違ふんです。ちょうどいま予算委員会で喚問されている大企業の社長のやっていることと同じだ。さらに話を述べれば、先ほどの韓国のつむぎを入れて国内つむぎをつぶしてもかまわないというこの大企業のやり口というものは、戦争のときは武器を敵国に送るようなこともやっただけです。この大企業というのは、口ではきれいごとを言っているけれども、民族の自決やその他のことを言っているけれども、実際はそうじゃないんだ。そういうこの新たな事態に対して、通産省はどういう態度をとりますか。

○松村説明員 やはり一つの大きな精製設備といたつたようなものを、特にああいふ離島等につくります場合には、これは地元の大部分の方の同意ということがなければ、実際上からいって、そういうものの設置は不可能であるかと思ひます。したがって、住民の方々の御反対の理由等も十分伺つて、それに対しての説明を進めていく、これが前提であらうというふうに考えます。

○多田委員 この問題については、地元の宇検村では村議会の正式な場でもこれはまだ発表されていないのです。それから、地主を集めて一堂に会して、こういう計画でやるといふ説明もやられていない。一部の人がそれが始まつていった。だから手続からいってこれは納得できる手続じゃないんです。これをもしあなたがわからないならば、これは世界でも有数の石油基地をつくることですから、私は十分調査してもらいたいと思ひ、もう一度東亞燃料に対して、住民が反対し、平和であった島が二つに割れてしまふ、そういうことを政府自身がまだ認可も許可も与えていないのに先行してやってしまうという事はまずいということを注意しますが、どうですか。

○松村説明員 政府が認可をいたします場合には、それに先立ちましてある程度の地元住民あるいは県等の了解ということが前提になるかと思ひ、うわけでございます。したがって、政府の認可の前に調査なりあるいは地元に対する了解のための努力というものを何ら行なつてはいけないという指導は、いささか現実から異なつていふと思ひ、うわけでございますが、いずれにいたしましてもそのような、住民の大多数がそのプロジェクトについて違和感を持つてゐる場合にそういうような大きなプロジェクトは成功しないという事は、私どもとしても十分認識いたしておりますので、その線に沿つてさらに地元、県等とも連絡をとりまして企業を指導していきたいと思ひます。

○多田委員 この問題ではあまり時間をとりたくないだけども、もう一つ最後に……。つまり、村議会にも正式にはかつていないんです。ただし、村議会の開発委員会が何かに話しているようです。それから地主には、集めて説明会をやつていない。こういう正規の手続をやるべきだということとは指導官庁としてあたりまえのことでしょう。幾ら私企業のやることだからといって、小屋一つつくるのとわけが違ふんだから、あの美しい自然に甚大な影響を与えるかもしれない企業、いま政治的に村が二つに分かれていふという企業立地の問題、こういう問題なんだから、指導官庁としてそれぐらいの指導をやる、これはむしろ援助といつてもいいでしょう、そういうものをおやりになりますか。もう一度……。

○松村説明員 地元に対しての一つのプロジェクトを開始する場合に、地元はどういうアプローチをするかという件につきましては、これはやはりそれぞれの地域によつていろいろ問題があるかと思ひますが、したがって、その手続等に非常にもつていふ点があるという御指摘でございますので、その点については当該県のほうの御意見も承つて、それによつて企業を指導していきたいと思ひます。

○多田委員 環境庁、来ていますか。——この五十万バレルのあれをつくるにあつて、県なりその他から環境アセスメントは出ていますか。

○山村説明員 県の情報でございますが、いま企業が立地の調査や住民の意向打診を始めたという

情報を得ておりますが、まだ環境アセスメントに関する調査にかつたという程度でございます。まだ全く聞いておりません。

○多田委員 大臣、お聞きのとおりです。私は、石油のない日本に石油を一滴も入れるなということを言っているんじゃないのです。今日、インフレーション、高物価その他で、石油の危機を迎えて総需要抑制というものをやられてゐる。そして公共事業のスローダウンもやられてゐるわけですね。確かにこれは当面一、二年の問題ではあります。しかしながら現実には石油基地をつくるという建設が、通産省の意向を無視してこれが進められていっている。まだ住民の十分な同意も得ていない。この間も委員会でも報告があつたことですが、阪神にいまの奄美出身の人までがこれの反対運動をやつてゐるのです。美しい郷土を守つていこうということ。そうすれば、大臣は所管の大臣ではございませぬけれども、こういう問題についてどういうお考えでしょうか。

○町村国務大臣 奄美大島に大きな石油精製工場をつくりたいという計画を計画中の石油精製会社があるという事は私も耳にいたしておるところであります。

御承知のように、今後石油というものの需給が一体どういふふうなことになるかという事は、最近のこの石油の問題に関連して種々将来にわたつて検討をしなければならぬという重大な時期である、こう私は思ふのでありますけれども、しかし何といひましても、日本の産業構造というものがにわかに石油から他のエネルギーに大きく転換をするというふうなことは、実はなかなか望みがないことではないであらうか。そうだといたしますれば、将来やはり石油の精製というものを日本の国内で行なつて、しかもそれが、いまある石油精製工場等は御承知のようにいろいろな地域に公害等の問題を引き起こしてゐるのではありませんか、今後新しい立地をやる場合にそういうことのないような工場立地をしなければならぬという事は、これはもう申し上げるまでもございませぬ。

○多田委員 問題は、当初言つた開発の問題なんです。開発の問題というのは、これは私の見解ですけれども、やはりいままでの国土開発の進め方、そこにはいろいろの評價もあるでしょう。しかしながらはつきりしてきてゐることは、地場産業が相当な痛めつけを受けてゐるということ、それからまた自然がかなり破壊されてきてゐるということ、それから国土が均衡ある発展をしなくなつてきてゐる、そういう、政府のいふひずみ、しかし私どもはこれはひずみというもののだけじゃ

せん。おそらくそういう角度から、石油精製工場の中には新しい工場立地を求めようという事でいろいろくふうをしておることが、たまたまいま御指摘のような問題になってきてゐるのではないかと、こう私何かつたわけでありませぬ。

しかしこの問題は、石油精製工場から起る公害問題です。先に進めたいのは、はみならず非常に困つた問題が起きてゐるわけでございますから、そこで地元の方々がやはり十分納得の出来るようなことでなければ、いまも通産省の係官からのお答えがございまして、地域住民の十分な協力、納得の得られないままにこういう工場をつくるという事は事実上非常に困難があるであらう、こう私は考へるのであります。こういふ問題については、今後関係会社においてどういふふうにするか、あるいはこれを許可する場合に通産省としてはどういふ態度をもつて望むべきかといういろいろの問題がそこにあるわけでございます。私といひましては、日本の将来を考えますときに、公害等の起らない石油精製工場というものが今後石油の供給といひましようか、需要がふえるに従つてやはりこれはどこかでやつていかなければならぬという事態が起こるんだということも考へなければならぬので、そういうことをあれこれ考へながら、地元の納得の得られたような姿で今後各地に石油精製工場というものを、まだ需要がふえますならば私はつくつていかなければならぬという事態に相なるのではないかと、こう考へてゐるわけでありませぬ。

○多田委員 問題は、当初言つた開発の問題なんです。開発の問題というのは、これは私の見解ですけれども、やはりいままでの国土開発の進め方、そこにはいろいろの評價もあるでしょう。しかしながらはつきりしてきてゐることは、地場産業が相当な痛めつけを受けてゐるということ、それからまた自然がかなり破壊されてきてゐるということ、それから国土が均衡ある発展をしなくなつてきてゐる、そういう、政府のいふひずみ、しかし私どもはこれはひずみというもののだけじゃ

ないと思っております。ここで国土総合開発の問題に立ち入るわけにいきませんが、ですからやはり施策というものは、そういうひずみを是正するとするならば、思い切った措置を講じないといふと弱いものはいつも泣かされるんです。弱い、強いとは何か。権力と金の問題です。そうすれば、いま大事なことは、先ほど言った、何百年にわたって奄美のこの経済をささえてきた大島つむぎあるいはまたサトウキビ、これから始まるであろう漁業の問題、こういう問題に思い切った施策を講じてやらないといふと、せっかく善意で開発をやろうとしても、振興しようとしても、それは結果としてまたその二の舞いをやって、これからまた五年後、格差がさらに大きくなってきて、またこれを五年、十年延ばさなければならぬということになるわけです。したがって、今度は振興開発という「開発」の名前がついたわけですから、この開発のあり方の根本はそういうところに目をつける必要があるのではないかとこの点で私は述べたわけでありました。

時間も来ましたが最後に一、二で終わらしていただきたいと思います。ですが、なお非常に大事な問題は物価の問題です。東京では四十円そこそこで飲める牛乳が、行きましたら六十円なんです。しかも味が悪いんです。標準価格のきまつているプロパンガスが、全国では千三百円でございましょう、これが千七百円なんです。少し下がって千六百五、六十円になったといっております。それから、きょうも名瀬市の市の職員の方から物価の指標をもらいましたけれども、行ってみて驚くことは物価の高いことです。

その一番大きな原因として、各市町村長さんが共同で私どもに陳情をなさったのは運賃の問題です。台風が一周間も来るといふと野菜が急騰してしまふ。いや、急騰するだけならいいんだけれども、手に入らなくなってくる。そういう状況の中で、物価を下げるためにせめて国鉄並みの運賃にしてもらいたいと言っておるのです。これはささやかどころか最低の要求です。そういう意味

で、さらに南には沖縄があります。ここには百万の県民がおります。そしてそれはほとんど民間の船であります。ほとんどというか、すべてです。そうすれば、こういう過疎になったところ、しかも日本の本土の生活水準から、ほうっておけば当然おくれいていくところに対しては、国が、たとえば国鉄がある意味では沖縄の航路をつくるとか、あるいはまた民間の郵船会社であるならば特段のいろいろな措置を講じて運賃を安くしてやる、こういう措置こそが私はいまの日本の政治に求められている問題だ、こういうふうに思いますが、大臣、これは非常に大きな問題でございしますが、どうでございしましょうか。

○町村国務大臣 私自治大臣の立場でお答えをするにはちよつと適当な問題ではございませんけれども、しかし、何と申しまして、この細長い日本の国土にはいづいぶんたくさん離島というものがございます。その離島の生活というものは概して本土に比べてみれば非常に遜色がある。この原因はいろいろあるでございましょう。いろいろな問題があるのでありますけれども、やはりその一つには、物資の輸送費、離島なるとゆえに非常に高くなつておる。そのことがやはり物価の高騰の一つの要因をなしておることだけは、これは間違いないと思ひます。

したがって、いま多田議員、あるいは午前中小川議員が言われましたように、そういうた僻地に對して、あるいは国鉄並みの運賃で運ぶことのできるようなものを国がつくるべきではないか、確かに私は一つの有力な御提案だと思ひます。あるいはまた、民間でそういう船を運航いたしますならばそれに對して相当な助成を与えたいといふことによつて、格差をできるだけ少なくするといふようなことも、これは必要でございましょう。場所によりましては、小さな離島等については若干そういうことが、御承知のように運輸省の施策として行なわれておるところがございします。ただ、はたして現在のそういう格差を全部是正するに足るだけの補助金が出ておりますかどうか、それ

は私も確たることは承知いたしておりますけれども、若干そういう措置が講ぜられておることだけは事実でございします。ただ、沖縄であるとか奄美といったような、非常に人口が多く、大きな地域に對しては、どうもそういう施策がまだ講ぜられていないように私も承知をいたしておるのでございしますけれども、これは今後国全体の国民生活をひとしく安定をさせるという立場から考えてみますれば、政府としても十分考えていかなければならぬ問題であらう、かように考える次第であります。

○多田委員 そういうものの上に立つて、またそれを援助するものとして、道路、港湾の整備といふことをやつぱり位置づける必要があるのじやないかというふうに思ひます。

なお、私は大臣にちよつとお耳に入れておきたいことが一つあるのですが、たとえば医師不足、これまたこれはひどいのです。これは奄美だけではございしません。医師不足で、あの小さなところに韓国から来ているお医者さんが四人もいるのです。そして、医者を見つけてくればおまえを村長にしてやる、こうまで言われているのです。たとえば給料が、ある村では四十二万だそうなんです。そして税金も自治体持ち、テレビから水道料から一切持つて、また最近往診料もくれと言われているそうです。これは韓国の医師の責任とはいひません。つまり、過疎といふところ、離島といふところはこういうところなんです。ですから、これは万般の施策をやります必要がある。そういう意味で申し上げますと、実は現地で、沖繩と離島との中間になるのじやないか、いや、離島並みになるのじやないかという話がありまして、たとえ人口一人当たりの投資額、これも聞きませんが、私の資料を見ますと、全国が二四・八ですが、それから離島が四〇・七、それから奄美が二四・五、沖繩は四二・九、これであれば奄美はまさに沖繩と離島との間に陥没してしまふ、この不安を持つのはあたりまえのことです。特別措置よりは離島並みにしてもらったほうがい

いぐらいたといふのは、そういう不安を持つていからです。ですから、今度の新たな法改正、これはいろいろ問題はございしますが、ぜひひとつそういう立場で奄美の処置をしていただきたいと思ひます。

最後に、実は小笠原の問題ですが、これは私まだ一度も足を運んだことがございしません。しかしながら、小笠原はまた違った意味でこれは深刻な問題を持つていられるわけがございします。旧島民の帰る人、これもさつき同僚議員が質問しておりましたので、もう繰り返すまでもございせんが、やはり奄美に劣らず、あるいはその特殊性を生かして、ほんとうにこれを援助していただきたいといふことを重ねて申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○伊能委員長 折小野良二君。

「委員長退席、中村（弘）委員長代理着席」

○折小野委員 今回の奄美群島の振興開発、これに関連をいたしまして先ほど来開発の問題がいろいろお話がございしました。奄美が復帰いたしましたから、まず最初は「復興」という名前が特別措置が講ぜられてまいりました。その後は「振興」といふ名前が引き続いて特別措置が講ぜられて、そして今回は「振興開発」と、新たに「開発」といふ文字を加えて新しい特別措置が発足をしようとしておるわけがございします。

ところで、名は体をあらわす、こういうふうに申しますが、今回こういうふうに、従来「振興」とあったものを「振興開発」といふふうにな前を改めて法律の改正が行なわれようとしておるんだとございしますが、その内容を見まして、すなわちその体、その名前にふさわしいような体はほとんど見当たらないでございしますが、どういふところにな名前を変えた趣意があるのか、その点まず御説明を願ひたいと思ひます。

○林（忠）政府委員 実は午前中の小川先生の御質問でも、冒頭の御質問がこれだございしましたのでございしますけれども、復帰いたしました当時の「復興」、これは、長年日本政府の行政から離れ

てまいりまして、言つてみれば公共施設その他も荒れほうだ、これをできるだけ早く本土の水準に近づけるという意味での復興という名前、これに十年間続けてまいりまして、それからさらにそれに引き続きまして、そういうものの復興は相当程度成果は見ただけでも、なお生活水準あるいは所得水準の本土との格差が一向に縮まらない。地元でも相当な成果をあげてまいりましたが、あの当時はさらに本土のほうで経済の伸びが著しいといふこともございまして、追えども追えども相手が先に行つてしまふという状況、これに對しまして、従来の復興からさらに概念を広げまして、産業の振興、所得水準の向上といふものを旨とする事業をできるだけ取り込もうという意味での「振興」と名前が変わつたのは御承知のとおりでございまして、それで実は十年続けてまいりました。

で、その目的は一応達したとも評価できますけれども、やはり本土の経済の伸び、さらにここに新たに加つてまいりました沖繩の復興とそれに対する振興施策との間の谷間と申しますか、地理的にはちょうどその中間に位置する奄美につきましてさらに今後こういう特別措置を必要とする。そこで振興に對してさらに「開発」という名前を加えた。

単に名前を変えただけであるのか、中身についてあまり相違が見られないかといふ御質問でございましてけれども、確かにいま具体的にこれはどういふことは持ち出せるものでもございせんが、まず従来の方式を取りかえたといふことでございまして、一括計上、一括施行と、自治省が責任をもつて施行してまいりました従来のやり方を各省移しかえ施行にしたといふこと、これ自体が直接「開発」という名に値するかどうかは別といたしまして、従来の比へん前向きな姿勢をとることになる、またそれをねらつてこういう考え方をいたしたわけでございます。

【中村(弘)委員長代理退席、委員長着席】
つまり、従来の一応予算としてまとめて自治省がとつて、自治省が一括施行すると申しまして、

それぞれの土木、農林あるいは厚生というものに關する専門的知識、技術等に欠けていた面が確にあらたなわけでございます。これを、この段階になりましてフルにそういう各省の専門的な知識なり技術なりをお借りし、それから各省に奄美の振興開発の熱意を持っていただくという意味でこういう方式に変えまして、おそろくこれから後の年々の振興計画に對する予算の裏づけその他については効果をあらわしてまいることをわれわれも期待してゐる。

従来の五年、十年という計画を数字まで入れて初年度にびしやりと固めてしまふといふことは、最初からどのぐらゐの事業をやつてもあらえるといふことがはつきりするといふ利点はある反面、国の予算の伸びが著しいようなときには、一方では予算の伸びに從つた伸びが離島なりあるいは沖繩なりそちらのほうにはかゝれるのに對して、奄美の場合には当初の計画に縛られるといふことが、何か地元からごらんになりました場合に非常に損をされたのではないかと、それがまた数字にもあらわれてきていふといふような点もございまして、今後執行体制をそういうふうに移しかえたと同時に、計画もこの五年分を数字まで入れて初めにきめるといふことは避けまして、計画自体には目的、方向、大綱にとどめることにいたしました。毎年の予算で勝負をする。勝負をするといふことは、離島に比べてどれだけ、沖繩に比べてどれだけという反省を毎年度の予算編成において加えられるといふこと、これ自体が奄美の当然あるべき位置を保たせる上にも役に立つてゐる。こういう計画のつくり方について従来の比へん前向きなものでございまして、

あわせて、今度の計画の基本的なものには、従来の公共施設、産業基盤整備のほかに、先ほどの御質問にもございまして、つむぎとあるいはサトウキビ、さらには地元の同意による新しい産業の導入、こういったもの、つまり直接の生活水準の向上に結びつき、所得の向上にも結びつくというほうにも、従来の比へん増して力を入

れるという考え方で進めていく。これらを総合いたしまして、単に名前を変えただけではなくて、従来の比へんやり方も変え、意気込みも変え、重点の置き方も変えるといふことで今後の計画の策定、実施に当たつてまいり、こういう考え方に立つておるのでございます。

○折小野委員 私はこのやうな特別措置法につきましては、やはり重点といふものをきめて、そしてその重点に集中的な配慮をやつていく、そうすることによつてできるだけ早く一般と同じやうな状態に持つていくといふことが非常に大切なこととじゃないかといふふうに考えるわけですが、ところが、今回企図されておりますこの法律の改正におきましては、むしろその重点がぼけてしまつて、一般的なものになつてしまつておる、別に重点といふものが身につかないやうなことになつてしまつておる、そういうふうに感じます。

大臣はこの法案の趣旨説明におきまして、「奄美群島の特性と発展可能性を生かし」といふふうにはつきりおっしゃつておる。ところがこの法律の改正案におきましては、その奄美群島の特性とか発展可能性、こういうやうなものはほとんど法案の表向きには出てまいりておりません。むしろ、従来の法律におきましては「つむぎ」であるとかあるいは「製糖事業」であるとか、あるいは「亜熱帯性農林作物」、こういうやうなことがあちこちに出てくるほど、奄美群島の特性といふものをある程度考慮した施策といふものがこの法律によつて行なわれるといふことが明らかであつたわけでありまして、ところが今回、こういうやうな奄美群島らしいやうな文言といふものはこの改正案の中からほとんど消えてしまつておるわけでありまして、こういうやうな点から見まして、はたして大臣が趣旨説明でおっしゃつたやうなそういうやうな趣旨がこの法律の執行によつて生かせるかどうか、こういう点についてひとつお考えを承つておきたいと思ひます。まず大臣、お願いいたします。

○林(忠)政府委員 ちょっと字句の変更については私から説明いたします。

これは、先生のおっしゃいますやうな従来の特性のある文句が消えたといふのは、それらを消し去り、今後配慮しないといふ意味ではもちろんございせんので、地域のいろいろな状況に適した産業の振興といふことばにすべて包括してゐるといふこととでございます。したがつて、要はこの法律に基づきます計画をつくる際の問題でございまして、この計画にいま御指摘のありましたやうな地域の特性を生かす施策をできるだけ多くあるいは重点的に盛り込み、さらにそれを予算化するにあつて、毎年各省のそれぞれの専門的な知識と技術、さらに熱意を生かして進めていただくことによつて、従来の比へん増した地元の特色を生かした産業振興策その他がとれるやうにしていかなければならぬ、そういうまいりたいといふ考え方を持つておる次第でございます。

○町村國務大臣 奄美群島の将来の発展をはかるといふことは、国としても私は非常に重大な問題だ、こう考へておるわけでございます。

先ほど来、御質疑を通じていろいろお話が出たのでございまして、何と申しましてあゝの地域に對しましては、戦前も時の政府はかなり奄美群島の開発、発展といふものに力を注いだことだ、こちら私は考えますし、戦後、占領が終わりましたから後におきまして、すでに二十年の長きにわたつて種々の方策が講ぜられてきた。しかしいま本土と比べてみますと、依然としてその格差はなかなか解消するに至らない。今後いかにして本土との間の格差を縮小することができるかどうかが、これは結局、私は産業の発展をはかつてまいり、以外に道がないと思ひます。ですから、いかにわかれが何か計画して、そしてこういう産業を興したら、こう申しまして、それはなかなかさう簡単にできるわけのものじゃございせん。やはり奄美群島においては、大島つむぎと、そしてサトウキビといふものが産業の二つの大きな柱になつ

ておるといふのは、やはりそれだけの長い歴史の上にそういったものが一番適した産業だとして伸びてきた、こういうことでございましょう。

私も今日外部から見ても、あの地域などは、たとえば漁業の基地としてはたいへんすばらしいところではないであらうか、私はこう思うのでございすけれども、しかし漁業といえどもそう簡単に、場所が適しておるからというだけではにわかに漁業の発展というふうなものはないかなかかるといふことはできないのではないかな。したがって、やはり当面といたしましては現在ある産業というものをできるだけ振興をさせる。その障害があるとしたらすれば、そういうものを除去しながら、さらにそれにできるだけの協力をして発展をはかるということが必要でございまして。

しかし、だからと申しまして、いつまでも奄美群島というものは大島つむぎとサトウキビ以外には何も発展をしないところだ、こういうふうなきめつけていくというところは、これはまた適当ではないのではないかな。一朝一夕にはまいりますまいけれども、やはりこの奄美群島に将来発展の可能性がある産業というものがあろうし、日本経済全体がこういうふうな大きく移り変わってまいりましたので、奄美群島にやはり分担をしてもらなければならぬ産業というものが当然あり、そしてそういうものには国もまたできるだけその発展に力を添えるということが当然行なわれると私は思うのでございす。そういう意味で、このたびこの法律の題名などを振興開発法というふうに変更しましたのも、ただ従来のものを振興させるというだけでなく、やはり新しい産業というものを開発をしていく、そういうことは非常にむずかしいうございす。またそれがはたしてどういふものであるのか。またかりに開発したからといってそれがうまく定着し発展するかどうかということになりますと非常に多くの問題がございすけれども、だからといって従来のとおり二つのこれだけで、それ以外のものはないという開発の余地がな

いのだというふうなきめてかかることは、これまた長い目で見て適当でない。そこで私は私なりに振興開発法というふうな法律の名前を変えることにいたしましたのも、そういう将来にわたっての展望の上に立つての開発の可能性というものをこれから探求をいたし、そしてこれがほんとうに地域住民の方にも賛成をし、これならひとつやってみようというふうな産業ができてまいりますならば、それに対しては政府もできるだけの協力を申し上げるというふうな考えをも実は私も持っております。

○折小野委員 御趣旨はたいへんけっこうでございます。私ももおおむねそのように考えます。ところが最近、わが国におきまして所得の格差とかいろいろの問題が表面に出ました場合に、必ず開発ということが出てまいります。そうしますと、結局その中では、どこの町においても同じ銀座ができてくる、どこの開発におきましても石油コンビナートとか、こういうふうなことで、すべて日本全体が一様になってしまつて、その中においてその地域の特性というものがなくなつてしまつてきておる、こういうことを私もは現実に見てきておるわけなんです。

奄美におきましても、従来サトウキビであるとかあるいは大島つむぎ、こういうものにつままして、その地域の特殊性を生かした産業だということ、これはだれもがそういうふうな考えております。しかし今日までいろいろやってみた結果、サトウキビについても思わしくない、つむぎのほうはいままでのところはたいへんけっこうなようございす。しかしこれは十分じゃない。そして新しい方策としては何かということになりますと、やはり日本全体として普遍的ないろいろな考え方というものをあの地域に押しつける、そしてその中にその地域の特性というものが埋没してしまふ、こういうおそれを感じて今日までの特性だけを生かすべきだと思ひます。しかし今後新たなものを生かすにいたしまして

やはり地域の特性、そういうものを十分考慮してやっていくことが大切かならうか、こういうふうな考えるわけでございす。そういうふうな面につきましては、ひとつ政府といたしましての今後の指導よろしきを得て、効果のある発展があるいは振興が期待されることを心から念願をいたしたいと思つております。

ところで、四十九年度から新しいこの開発計画が発足することになるわけでございす。政府といたしまして、ただいま局長あるいは大臣からおっしゃったような趣旨によりまして、今後あの地域の特性を生かして、しかもあの地域の発展に寄与するような産業、こういうものは具体的にどういう面があるというふうな大体お考えになつております。さうしようか。もちろん大臣がおっしゃったように、現在模索しておるという段階でもあろうと思ひます。そしてそれがまた、ただ単に政府が見通しをつけるだけでなしに、十分に地の皆さんがお考えになる、これが一番大切なことだと思ひます。新しい計画が発足しようとしておる時期なんです。政府としてはどういふふうにお考えになりますか。

○林忠政府委員 いま先生の御指摘のとおり、地元の方々、県の方々が寄つて真剣な検討を続けておられます。おそろく具体的にいろいろな知恵が出てまいりと思ひます。それらについては親身になり、各省とも御連絡の上御相談に乗らうと思つております。具体的なものとして、まず一つ希望の持てるものとしては観光ではないかと考えております。あの地域の美しい自然、最近国立公園にも指定になりましたし、現在なおPRその他が不足でございす。これを高めたいくことによりまして、これは秩序ある観光開発を進めてまいります場合は地元には大きなプラスをもたらすものではないか。

それから、先ほど来問題になっておりました石油コンビナートみたいなああいう種類のものの導入ということも、まあこれは地元でいろいろな議論がございす。それは地元のあらゆる角度から

の御検討の上で御判断をなさつておきめになることと思ひますが、第二次産業はあれだけにとどまるものではないと思ひます。現に二次、三次の率はまだ本土あるいは鹿児島本土その他に比べて低いというところで、第二次産業、製造業、工業といふものも何か地元に適したものが相当あるのではないかな、これらについては地元からの御意見を待つておる段階でございす。

それからさらには、つむぎとサトウキビに代表される地元の二大産業がございすけれども、先ほどの御質問にもございすように、あそこの地域の物価が高いといふことは運賃に基因している面が非常に高いことを考えれば、あそこの地元で消費をなさいます生鮮食料品とか、あるいはさつき大臣もちよつとお触れになりましたが、地理的には非常に優位なところに立っているはずの漁業といふものが、現在地元にはほとんど見るべきものがなく、わずかに一本釣りの少数の漁民がおり、それが地元で消費する魚さへもまかなえないという問題がございす。これらの方々のほうでも、たとえば冷凍保存の設備その他ができればあつたらば相当発展する可能性があるのではないかな。こころあたりは相当の希望の持てる見込みを得られるのではないかな。現在の段階ではこの程度の考え方ではございす。

○折小野委員 ところで、現在奄美の現状を見ても、今日まで二十年にわたりましたというところと手を入れてまいり、また地元の努力もあつたわけでございす。それなりの成果といふものは一応あつたと考えられますが、その結果といたしまして、いろいろの見方があると思ひますが、いただきました資料によりまして、現在のあの地域の人口をいろいろ分析いたしますと、年齢別人口から見ますと、零歳から十四歳までが三・四％、それから十五歳から六十四歳までが五・一％、それから六十五歳以上が一・五％、こういふ人口の構成比がございす。ところがこれを全国と同じような構成の比率と比較いたしますと、そこに非常に大きな開きがあること

に気がつくわけでございます。それを申し上げますと、全国では零歳から十四歳までは二三・九%、それから十五歳から六十四歳までは六九%、六十五歳以上が七・一%、これがこの前の四十五年の国勢調査の結果なのでございます。これと比較してまいりますと、特に年少者の人口構成が高いということ、それから若年寄りの人口構成が高いということ、すなわち十五から六十四のいわゆる働き手というものが、全国の平均からいまして極端に低い、こういう結果が出てきておるわけでございます。これをさらに年少人口の指数と申しますか、それを出してみますと、全国が三四・七であるのに対して奄美が六〇、それから若年人口の指数でいいますと、全国が一〇・三であるのに対して奄美は二〇・八、こういうことになります。

これを総合いたしました従属人口の指数、これで見ますと、全国が四五であるのに対して奄美が八一・四、こういうふうな非常に大きな数字の差というものが現れるわけでございます。これは奄美の実態の一面を物語っておる数字であるというふうに私も考えるわけでございますが、こういうような実態というものをいろいろと施策の中に生かしていくことが必要でございまいし、こういう実態から出てくるいろいろな問題というのに対して適切な政策的な配慮というものが必要でいかなければならないのじゃないか、こういうふうに考えるわけでございますが、ただいま私が申し上げましたこの数字、これが示す実態等につきまして、政府としてはどういうふうな御認識になっておいでになるか、お聞かせいただきたいと思います。

○林(忠)政府委員 まさに御指摘のとおり数字が示しておりますが、これは奄美の実態だと存じております。それは二十年間にわたって復興、振興措置でいろいろの事業を実施してまいりましたが、なおそれにもかかわらず地元の自然的条件、地理的に非常に遠いとか、台風の常襲地帯であるとかいう自然的条件、あるいは地勢が山岳が

多くて平地部が少ない、そういうあらゆる面から、要するに働く職場と申しますか、雇用機会が非常に少ないことが、こういった事業を実施してまいりましてもなおそのハンデは埋め切れなかった。結果において若い働く年齢の方々は島から抜け出して本土に行き、沖縄に行く、島には若年寄りといふ子供が残るといふ状態をもちましたゆえんであると存じます。

これらに対しましては、そういうお年寄りのいる子供、こういう方々に対する福祉の増進、保育所、児童館、老人ホームというようなもの、施策ももちろん当面必要でございしますが、やはり基本的には若い人が島を抜け出ていかなければ雇用機会、あるいは職場、産業の振興ということをはかつていかない限り、この構成は変えることはできない。そこで現在この構成に対応するそれぞれの福祉施策ももちろん進めてまいりますと同時に、ある程度期間を設けてこの構成を直していくための産業振興の面、両々相まって全体としての向上をはかるといふことで、これに関する近道はどうもないような気がいたしております。

○折小野委員 ただいまおっしゃるような解釈が当然でございまして、これをもう少し端的に申しますならば、日本全国の平均からいいますと、大働き手二人で一人の年少者あるいは老人を養っておる、こういうのが日本の実態でしょう。ところが奄美の場合はその倍の人を養わなければならない。確かに振興計画の一応の目標は達した、鹿児島県の八割の所得水準には達した、こういうふうにおっしゃる。それも一つの評価だといふふうに考えます。しかしそういうような状態の中におきまして、奄美において働いておる人は、内地であるならば一人の人を養えばいいものを二人を養わなければならない、こういうような実態があるわけでございまして、したがって、ただ単に所得だけでその生活を判断するということがなかなかできない。これは必ずしも奄美だけの実態でもないと思います。過疎地域においてはほぼこういうような傾向もございまして、特に奄

美はそういう点におきましては非常に顕著にその傾向があらわれておるのだというふうに考えるわけでございます。

したがって、こういう面につきましては、たまたまおっしゃったような社会福祉その他についての対策というのが他の地域より以上に行なわれなければならないというふうに考えますし、また行政上のいろいろな援助にいたしましたも、その辺の実情を考慮した行政需要というものの対処する、それに対する配慮というものが行なわれるべきであるといふふうに考えるわけでございします。

従来過疎対策であるとか、あるいはこういうような離島地域に対しまして全然配慮がなされていなしと申します。しかし、それはただ単にその地域に住む人たちの人口あるいは面積、こういうものを考慮した対策というものが考えられておるわけでございしますが、こういう実態を考えた何らかの指数化と申しますか、それによる政策的な配慮、こういうものが行なえないものかどうか。そういうことを行なうことがより実態に即すると私は考えるのでございしますが、いかがでございしますか。

○林(忠)政府委員 先生のおっしゃいますそれらのもの指数化ということが具体的にどういう配慮であるか、ちょっとすぐ頭に浮かびませんけれども、振興計画を立てます段階におきましてそういう事情も十分織り込んで、たとえばいまの本土では働き手二人で一人が向こうでは全く逆になるという状態が考えれば、これらのものに対する施策は本土のどれだけの倍と申しますか、何割増し必要だということは当然配慮した上でこの振興計画の案案が出てまいりと思ひますし、もちろんその振興計画自体が、先ほども申しましたように、最初から十年、五年間の数字が入ったものではございせんけれども、全体の進むべき目標として、たとえば社会福祉の目標を立てる場合に、そういう数字を考慮した上で立て方をするというような配慮をして計画を定め、それに基づいて毎年度の事業計画をきめていくということになり

ますれば、及ばずながら申しますか、こういった実態に対して適切な事業の実施が行なっているのではないかと。そういう配慮を十分払うつもりでございします。

○折小野委員 いずれにいたしましてもこのような地域につきましては、その地域の実態というものを即した対策が行なわれませんと、なかなかその効果があがってこないんじゃないかと、うまいふに考えます。したがって、あらゆる面について実態を十分考慮した政策上の配慮というものをお願いをしておきたいと思ひます。

なお、地域の振興発展につきましては、その地域の産業というものが非常に大きく影響することには申し上げるまでもございせん。奄美につきましても、今日までの経過を見まして、いただきました資料によりまして、従来非常に第一次産業の比重が高かった、その反面第二次、第三次産業の比重が低かった。これがその後二十年の経過で、第一次産業の比重が下がり、と同時に第二次、第三次産業の比重が高まってまいっております。これは確かに振興計画の成果もある程度あがったという一つの裏づけでもあるといふふうに考えます。しかしこれも全国的なものと比較をいたしますと、やはりここに奄美の実態というものがあらわれておる、こういうふうにいわざるを得ないのであります。

たとえば第一次産業につきましては、四十五年の国勢調査では三五%という数字が奄美の場合出ております。ところが全国の場合は、この時期におきまして一九・三%という数字になっておるわけであります。それから第二次産業の場合は、奄美で三六%、全国では三三・九%、それから第三次産業の場合は奄美で三〇%、全国で四六・七%、こういうことでございします。この全国の比率と奄美の比率を比較いたしました場合に、やはり奄美の特性というものがございまして、何と云っても全国平均からするとおくれれておる、あるいは所得の全国平均との格差というものがございする産業構造の面であらわれておる、こういうこと

がいえるんじゃないかなというふうに考えておるわけでございます。

そういう点から、今日まで二十年間いろいろやってきていただいておりますのでありますが、奄美がなかなか全国平均まで追いついていない、あるいはこういう状態で推移しますならばますます格差は広がってくるんじゃないかなというふうに考えられるわけでございます。こういう数字から、今後の産業振興政策、あるいは今後の振興開発政策の重点というものをどこに置くべきか、そういう点についての自治省の御見解を承っておきたいと思っております。

○林(忠)政府委員 まさに、一次、二次、三次の区別が御指摘のような数字になっておる次第でございます。

そこで、当然一次が高い。それから二次が数字の上では全国とやや近い数字を示しておりますが、この二次には奄美の主産業の一つであるつむぎが入っておりますが、このつむぎは、この前の御視察でもごらんいただきましたとおり、効率のいい工場生産でも何でもなくて、わが家の小さい部屋でもって、一つの機械の前に若い御婦人が朝から夜の九時、十時までやるといふ、まあ一次に近いような生産性と申しますか、労働に対する所得の低いものが相当大きな部分を占めている。そしてその結果として第三次産業は全国に比べてはるかに低い数字を示している。これは従来の復興、振興計画の実施にもかかわらず、先ほど申しました地元の地理的あるいは風土的条件がなしているゆえんであるかと思っております。

そこで、これらの数字を全国並みにするというところもある一つの目標かもしれませんが、地元の地理的条件、地勢とか気候というものをから考えて、むしろこれらの数字にはこだわりの持たないで、毎度申し上げているわけでございますが、地元の地理的、気候的な特殊性、これはきびしい条件でもあります。逆に反面、たとえば漁業とかあるいは亜熱帯植物とかいうようなことを考えれば、有利な条件もあるはずでございます。

あるいは観光という面を考えましても、この地元の美しい風土を生かすゆえんでございます。したがって、特にこれらの数字を合わせるということではなく、結局は地元の特殊性を一〇〇%生かすという方向にあらゆる努力を集中し、まあその結果、この数字がある程度全国に近づくことすればそれは喜ぶべきこととございますけれども、地元の特性を伸ばすということをあくまで中心に考えてまいりたい。

それにつきましては、毎度御答弁しておりますけれども、サトウキビとつむぎが二大産業だと申しますが、この二大産業も実は前途がほんとうにきびしいわけでございます。砂糖も、世界的な需給状況からいって、価格からいけば、決して奄美は有利な条件に立っていない。いま米と同様に政府が一括買い上げをするということで、世界相場よりも相当高い値段をつけておりましても、農民の手元に残る労働に対する報酬というものはほかの農業に比べてなお低いような状態でもございますし、さらにつむぎともなると、先ほどの韓国が競争相手というものは大きな心配の種でございます。また、地元でもさらにいろいろな技術というものがだんだんと少なくなつてまいりまして、そういう技術を保存するだけでもたいへんだという問題もございまして、この二大産業も決して前途が洋々たるものではない。そこで、それらを極力進めつつ、先ほど申しましたように、あるいは観光、あるいは新しい工業、その新しい工業も公害とか環境とかいふものに対して十分な配慮が払えるものとか、そういう面での新しい活路を見出していかねければ格差は開くばかりであるということと、この法律が一つできただけで奄美の前途が決して洋々たるものではございませんが、今後われわれ、そして地元の方々の努力と申しますか、それに対する熱意というもので補っていくという必要性をひしひしと感じておる次第でございます。

○折小野委員 奄美が返りましてから二十年、そして今回この法の改正によりましてさらに五年間特別措置が続くわけでございます。そういうことじゃないとは思いますが、いつまでもだらだらとやっていくことがはたしていいことなのかどうかという点なのだと思います。私は、むしろ抜本的な問題にもっと重点的に金もつぎ込み、あるいは力も入れて、その問題一つ一つを解決をして、そして早く自力更生の道をたどっていただく、こういう施策というものが必要なことじゃないかなというふうに考えるわけでございます。

五年前ですが、電力の問題が出ました。ところが一応今日はその問題には解決をいたしました。したがっていまその問題はもう大きな問題になつておりません。いま運賃の問題が出ておりますが、先ほどこれは国鉄並みという御提案がございました。私はむしろ全国的に見て運賃のプールの制というのを主張したい。いずれにしてもそういう問題、こういう基本的なたぐいさんの問題、たとえばいまつむぎの問題にいたしましては、韓国から入ってくる、そういうのをシャットアウトするような政策というものを立てれば、その問題は基本的に解決をします。そういう基本的なものを一つ一つ重点的に解決をしていって、そしてあとではできるだけ自分の力で、その地域に合った力を出していただいて地域の発展をはかっていくというところが一番大切なことじゃないかなというふうに考えるわけでございます。いままここを打ち切れというふうに言っておるんじゃないやございせんが、そういうふうな施策を講ずべきである。

そういう点からいまして、今度はこれから五年でございまして、いつごろこういう特別措置を打ち切る時期が来るのか。また、いつごろそういうところまですべての問題を解決しようというふうに考えておられるのか、その見通しをお聞きしたいと思っております。

○町村国務大臣 国土の均衡ある発展がはかられて、地域によりましてそれほど所得格差のないような国づくりをしていくということが一番望ましいことであることは言うまでもございせん。

で、こういった地域立法というものは本来ならばないような日本が一番望ましいことは言うまでもございせんけれども、現実には相当に格差がある。この格差をなるべく早急に解消をしたいというのが、こういった地域立法の大きな眼目であることは申し上げるまでもございせん。したがって、いま折小野委員も言われましたように、私も、こういった法律がなくて済むような奄美群島にほんとうに早くしたいものだということを念願をいたしておるわけでございます。こういうために今度も特に格別の力を注いで、そしてできるなら、ほんとうに五年くらいでこういう法律が要らなくなるんだというふうな奄美群島の振興開発を私どもは進めたい、こうは考えておるわけでございます。

そのために、いま折小野議員も指摘されましたように、一体どういふふうな今後いゆる振興開発というものを進めていくべきかということに私どもも重大な責任があるわけでございます。この点は今後地域の方々、さらには関係者と十分協力もいたして、政府の施策として取り上げるべきものについてはできるだけ積極的に取り上げてまいっておく。そして地元の方々も、地域が他の地域に比べておくれおくれというふうな状態を進んで解消される、そういうふうな気分をできるだけ盛り上げてまいるといふことによりまして、いま御指摘になりましたように、なるべくこういう法律が要らないような、そういう奄美群島に一日も早くしたいものだということを私どもは念願をいたして、今日のお答えを申し上げる以上には、ちよっと今日の場合それ以上のお答えはいしたしかねるわけでありま。

○折小野委員 せっかくひとつ御努力をお願いをいたしたいと考えます。ところで、今度は小笠原でございますが、これは細部の問題につきましては別の機会にお伺いすることになりまして、基本的な二、三の問題をお伺いをいたします。いただきます資料によりまして、現在小笠原

の人口千二百四十三、これは常住人口です。短期的な人口四百十二を加えて千六百五十五というところでございますが、開発の目標といたしましての計画人口は、常住人口二千四百と短期滞在人口六百というところで、三千というのが目標にされておるわけでございます。当初いろいろの問題がございまして計画を立てるのに非常に苦慮されたことだと思ひます。そしてまた、その当初の計画を実施してこれらにあらりまして、いろいろの隘路その他も出てまいっておりますかというふうに考えます。しかし今日、五年たちまして、今後いかにあるべきかというのを、復帰の当初でなしに、今日ももっとも現実的に考えていける時期になってきておるわけでございますので、私はこの際ひとつ十分な見直しをやつていただきたい。これもやはり現地の実情に即した計画、それから事態のいろいろな推移というものを踏まえた具体的な計画にしていっていただきたいというふうに考えるわけでございます。

そういう点から一、二お伺いをいたしますが、小笠原に昔住んでおられた方々が約九千あったというふうに聞いておるわけでございまして、小笠原が復帰いたします際に、それらの方々の帰島の意思をいろいろとお聞きされて、そして将来の計画を立てられたわけでございまして、その後の旧島民の帰島の意思、そういうものについての最近の動向というものはいかがでございますか。たとえばその当時は、いろいろのアンケートによりまして、結局三千から四千、旧島民のうちの約四〇%くらいの方が帰る希望がある、こういうようなものを基礎にしていろいろな計画を立てられたわけでございます。その後現実に帰られた方もあるわけですし、また小笠原がその後どうなったか、これを知る機会もあるわけでございます。そういういろいろな事情がございしますので、いろいろと変わつてきておるのだらうと思ひますが、最近の動向を、わかつておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○林(忠)政府委員 小笠原が復帰いたしました当初の時点でのいろいろな調査その他におきましては、やはりどういう施策を政府がしてくれられるかというところがたいへん関心の的で、前提条件になりまして、相当な施策をこれこれしてもらうということとを条件といたしますが、そういう希望を持って復帰を希望された方がずいぶんたくさんおられたようでございます。ところがその後復興計画も、地理的な非常なハンディその他もございまして、資材の高騰その他もあつて、やや進み方がおそく、当初予定したような事業の進捗が達成されませんで、その反面、反面と申しますか、それとどっちもこの関係になるのでございまして、帰島を希望された方の帰島自体も進みませんで、最初一年度、二年度は当然このくらい帰るはずだという方の半分も帰らないというふうな状態で推移してまいりましたので、四十七年度において東京都が再び、その後の情勢その他を踏まえて、旧島民、前に島におられた方の帰島希望調査をいたしました。その結果と、それから現在の計画期間中の趨勢からして、帰島計画に一応手直しを加えることにはいたしましたようでございます。現実、結局は、この法案の最終年度である昭和五十三年度末において、現在の計画の人口三千人とほぼ同じ数、三千人をもって一応安定と見るという手直しを加えておりまして、その三千人のうちで、帰島をされる旧島民の方は約千三百人、こう見ておるようでございます。

そうしますと、数字としてはそういう手直しを加えて、期間が延びましたけれども、最終計画は当初見込んだのとほぼ同じという人口をとらえて、全体計画はこれに合せて、たとえば宅地であるとか水であるとかいうものの手当ても現在の計画をしておりまして、十分に申しますか、旧島民千三百人というものをまかなえるという見込みの上に立つて計画をつくることができるといふように相なっております。

○折小野委員 人が生活するにつしましては、生活のための条件というものがいろいろ整わなければなりません。資料で拝見する限りにおきまして

は、水等につきましては一応現在は一〇〇%条件が満たされておるといふふうに伺っておりますし、また所得等につきましても、東京都との間には多少格差がございしますが、全国平均等から見ますとまずまずの所得水準であるといふふうに考えられます。しかし、今後さらに帰島する人がふえ、こういうふうなことになるまいかと、やはり水の限界、土地の限界あるいは産業の上におきましていろいろの問題があるわけでございまして、その辺は十分配慮していただきたいと思います。現実には即した計画に直していただくとお願ひをしておきたいと思ひます。

ところで、当時、復帰直後一番の問題でございましたのは土地の所有関係、権利関係、こういうものがいろいろとふくそうをいたしておりました。その解決というものが関係者の間の非常に大きな要請であつたわけでございしますが、こういうような土地の権利関係については、その後確定あるいは調整、そういうものがほとんど終わったんでございまして、どうですか。

○緒方説明員 復帰当初、御指摘のとおり戦前の所有権自体も非常に不分明になっておりまして、土地全体がジャングル化してついでという問題がございまして、また所有者と小作との関係、あるいは、昭和二十三年でございまして、在来島民、欧米系の人たちが先に帰りました。米軍の指示のもとに居住を定めて家を建築している、その土地の権利関係、いろいろ複雑な問題がございまして、暫定措置法の中にそういう権利を調整する規定もございまして、これは、在来島民の法定賃借権と称しておりますが、現実にはそれを地主と協定、協議ができた正式の賃借権を設定される、こういう制度でございまして、これにつきまして、公有地については問題ございませんが、現在なおまだ旧所有者との間の契約ができずにいる者がかなりの数残っております。

それから所有権自体の確定でございしますが、これは現在法務省のほうで公図作成中でございまして、できたところを逐次確定をしていっております。

すけれども、まだ集落地域、農業地域、こういうところ以外ではかなりの者がまだ未確定で残っております。

それから土地所有者と小作の関係でございしますが、これは特別に農地法の適用外にいたしました。いわば旧小作権を特別賃借権というふうなことで処理をするようになっておりますが、これが現在、所有者と旧小作との間の契約等がはつきりしていなかったという関係で決定をしていないものが、かなりの数申し出がありながら決定できずに残っているものがございまして。

○折小野委員 わかりました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○伊能委員長 次回は、来たる二十八日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

